

みんなの サイクル ルールブック 横浜

■自転車利用の正しいルール■

【第一版】

(注)平成 27 年度業務での整理状況

A編 基本内容は概ね完成

B編 項目及び根拠法について整理

C編 項目を整理

平成 29 年**月
横浜市



協力:神奈川県警察

【はじめに】目次

1・はじめに.....	1
2・自転車に乗るときの心構え	4
3・横浜市としての自転車利用の考え方.....	7
4・このルールブックの使い方	9

【A編】目次

— 自転車に関する基礎知識 —

1・「自転車」とは何か？	1
2・自転車の「通行」に関する決まりごと	4
3・自転車の「駐輪」に関する決まりごと	15
4・自転車の「その他」の決まりごと	18
参考① 自転車にまつわる法制度の概要	22
参考② 自転車通行に関する根拠となる法令	24
参考③ 道路の構造の決まりごと(道路構造令).....	25

【B編】目次

— 遵守すべき自転車のルール —

①【乗る前】 利用時に留意すべき事項	1
②【はしる】 道路で自転車に乗るときのルール	9
③【はしる】 車道の通行に関するルール	19
④【はしる】 歩道の通行に関するルール	38
⑤【はしる】 その他の通行に関するルール	50
⑥【はしる】 交差点に関するルール	57
⑦【とめる】 駐輪に関して遵守すべきルール	71
⑧【その他】 特殊な自転車のルール	77

【C編】目次

—自転車利用のQ&A—

① 自転車に乗る前に知っておいて欲しいこと	1
② 【はしる】 車道通行のQ&A	5
③ 【はしる】 歩道通行のQ&A	11
④ 【はしる】 交差点のQ&A.....	17
⑤ 【とめる】 駐輪するときのQ&A.....	23
⑥ 【いかす】 乗る前の準備のQ&A.....	29
⑦ 【いかす】 安全に使うためのQ&A.....	35
⑧ 【いかす】 トラブル対応のQ&A.....	39
⑨ 【いかす】 ルールを学ぶためのQ&A	43



1・はじめに

①ヨコハマでの自転車の問題

- 自転車は、車と比べて環境への負担が少なく、維持運用に係る費用もかからず、移動自体が運動にもつながる、誰もが使える便利で気軽な乗り物です。
- とくに近年、通勤や通学、買い物、子どもの送り迎えなど、ライフスタイルに合わせた自転車のかしこい利用が全国的に広まりつつあります。
- 横浜市においても、鉄道駅へのアクセスや、市内への通勤通学、大規模店舗や商店街などへの買い物、通院や娯楽、塾や習い事など、あらゆる場面で自転車が利用され、車に過度に依存しない、環境にやさしく、健康にもよい交通体系をつくりだす一つの役割を担っています。
- しかしその一方で、一部の自転車利用者が交通ルールや駐輪ルールを守らないことで、歩行者と事故を起こしてしまったり、歩道の駐輪で道路が通りにくくなったり、**「ルールを守らない自転車」が、周りの人やまちに悪い影響**を与えていることも事実です。
- また、朝夕の通勤通学や帰宅のラッシュ時には、駅周辺に大量の自転車が集中して、道路では自転車や歩行者が溢れて通り難く、駐輪場には自転車が入りきららないなど、**同じ場所に、同じ時間に、過度に集中**することによる問題も、駅周辺では発生しています。
- このような自転車が引き起こす問題を改善していくことが求められています。

例えば、ルール違反の自転車の「こんな場面」、見たことありませんか？



■あっ、危ない!! 自転車と歩行者がぶつかりそう!!

歩道をわがもの顔で走る自転車が、歩行者とぶつかりそうになった場面、見かけたことありませんか？

「自転車は車道の左側」をしっかり守れば、こんなことは起こりにくいのですが…。



■脇道から飛び出した自転車がクルマやバイクと事故に!!

自転車は思ったよりスピードが出る乗り物です。ただ、歩行者と同じ意識で乗る人も多く、歩いている気分でパッと脇道から大通りに飛び出してクルマやバイクとぶつかりかけたり…。

自転車は車両で、一時停止の標識など、クルマやバイクと同じように守っていれば、こんなことにはならないのです。



■放置自転車が道路をふさいで、通りにくい…

店舗や銀行、娯楽施設など、街なかの道路上に放置自転車がたくさん置いてあって、歩きづらいと感じたこと、ありませんか？

たとえ短時間でも、道路など公共の場所に置いたら、放置自転車です。「ちよつとなら」「仕方ない」と一人が置くと、その後、みんなが「置いて良い」と思ってしまい、こんな状況に…。



②「自転車を正しく使ってみんなが快適に過ごせるまち」を目指して

- 自転車が引き起こす問題を改善するため、横浜市では【自転車を正しく使ってみんなが快適に過ごせるまち】を目標に、平成 28 年 6 月に「横浜市自転車総合計画」を策定しました。
- 自転車総合計画に基づき、以下の施策を進めます。
 - ① 自転車利用ルールを「まもる」ための正しい知識が身につく仕組みづくり
 - ② 安全で快適に「はしる」ことができる通行空間の整備
 - ③ 通勤や買い物など使い方に応じた「とめる」環境の整備
 - ④ 横浜のまちに合わせて自転車を適切に「いかす」ためのしかけづくり
- このルールブックは、自転車総合計画での「まもる」の取組の軸となる、自転車を使う人、使わない人を含めて、横浜市の中での自転車の使い方に関する決めごとを整理するものです。

■横浜市自転車総合計画での考え方(平成 28 年6月策定)



③ルールを「まもる」社会をつくるための目標

- 「みんなのサイクルルールブック横浜」は、自転車を使うときに「まもる」べきルールをまとめたもので、このルールをみんなが「まもる」ことができれば、自転車が安全で便利に利用でき、周りの歩行者も一緒に、快適に過ごせるまちが実現します。
- ただ、今の社会では、信号無視やながら運転、放置自転車など、誰もが守って「あたりまえ」のことと知っているルールでも、「少しくらいなら」「他の人もやっているから」など、理由を付けて守らない、守れない人がいるのも事実です。
- また、自転車のルールに限れば、そのルールは意外と複雑で、例えば法律上、歩道は基本的に通ってはいけないことなどのルールを、「そもそも知らない」「知った気になっていて実は間違っていて覚えている」など、正しいルールを知らなかったということもあります。
- さらに、ルールを知っていたとしても、例えば、車道の左端を通ることを知っていても「車道は怖いから歩道を走っても仕方ない」、放置はダメと知っていても「5分だけだから仕方ない」と、自分の中でルールを捻じ曲げてしまうこともあります。
- このルールブックは、自転車のルールを、その必要性も含めしっかりと理解し、ルールを「まもる」社会をつくるための3つの目標を達成することを目的としています。

目標

1

「あたりまえ」のことを「あたりまえ」に守る

赤信号では道路を横断しない、など、誰もが知っている「あたりまえ」のルールでさえも、クルマが来ていなければ大丈夫とか、自分勝手にルールを決めて、「あたりまえ」のことに守らない人がいます。このような「あたりまえ」のことを、あたりまえに守ることが大切です。

目標

2

ルールのことを「知らなかった」をなくす

自転車のルールには、「あたりまえ」のことだけでなく、歩道は原則通ってはいけない、二段階右折をしないといけないなど「知らない人が多い」ことも色々ありますし、間違っていて覚えてしまっている人もいます。正しいルールをしっかりと学ぶことが大切です。

目標

3

守れなくても「仕方がない」をなくす

5分で用事が済むから放置しても仕方ない、車道通行が怖いから歩道を走っても仕方ない、そんな自分勝手な理由でルールを守らない人もいます。ルールには守らなければいけない理由、つくられた理由が必ずあります。しっかりと理解し、守る意識を高めることが大切です。



2・自転車に乗るときの心構え

①自転車のルールを「まもる」必要性

- 自転車を利用する人は、正しい乗り方、使い方をしなければ、自分自身はもちろん、歩行者を巻き込んだり、クルマと接触事故を起こしたり、周りの交通にも悪影響を及ぼします。
- また、自分勝手な都合で道路に自転車を放置すれば、歩行者の通行を阻害したり、お店の営業活動に支障が発生します。このような様々なリスクが生じることを理解することが必要です。
- ルールを守らないことのリスクを知り、その大きなリスクを回避するために、一人ひとりが自転車のルールを知り、当たり前前に守ることが大切です。

■ 当たり前なのに、守られていない「自転車のルール」

イラスト

狭い道路の信号無視

「クルマは来てないから、赤信号でも行っちゃえ！！」

イラスト

スマートフォンしながらの「ながら運転」

「あ、メールが来た！！
ゆっくり走っているし、大丈夫、大丈夫！」

イラスト

車道の逆走

「歩道を通るときはどっちでもいいんだから、車道も同じでしょ！！」

イラスト

学校帰りに二人乗り

「今日は友達とお出かけ。
クルマが少ない道路だから、ちょっとくらい」

イラスト

ちょっとだからと放置自転車

「コンビニでちょっとお買い物。
たった5分くらい、大丈夫だよ！！」

イラスト

放置のふりをして、わざと捨てる。

「自転車がいらなくなったから、
放置しておけば持って行ってくれるだろう！！」

ルールを守らない人がいるとどど…

■ルールを守らない人がいることで想定されるリスク

①自分自身がケガ・死亡するリスク

- 交通ルールを守らず、自分自身が事故を起こしてしまう可能性があります。
- ときに、死亡事故、生涯後遺症が残る重篤な事故に巻き込まれてしまう可能性もあります。

イラスト

自分の死亡事故

②周りの人をケガ・死亡させてしまうリスク

- 歩道での無謀な運転や、車道を逆走など、周りの人に危ない思いをさせたり、ときに事故を起こすリスクがあります。
- もし、相手を死亡させたり、重大な後遺症の残る障害を与えれば、一生重大な責任を負うこととなります。

イラスト

加害者となる死亡事故

③道路の円滑な交通を阻害してしまうリスク

- 車道への急な飛び出しや、車道の逆走などにより、クルマが急停車したり、事故を引き起こすなど、円滑な交通を阻害するリスクがあります。

イラスト

クルマやバイクとの接触事故

④まちの賑わいや美観を損ねるリスク

- 大量の放置自転車があるまちは、まちを行きかう人の移動を阻害したり、まちに来た人が不快を感じる要素です。
- さらに、お店の前や、建物の出入り口に放置が増えれば、沿道店舗の営業活動にも支障が発生するリスクもあります。

イラスト

放置自転車による
まちの使いづらさ

⑤問題対応への人的・金銭的コスト増のリスク

- 放置自転車の移動や保管、交通ルールを守らない人への指導や取締には、多大な費用が発生します。
- 一人ひとりがルールを守っていれば、本来は発生しないコストであり、まちにとって極めて無駄の多いリスクです。

イラスト

移動、撤去のコスト

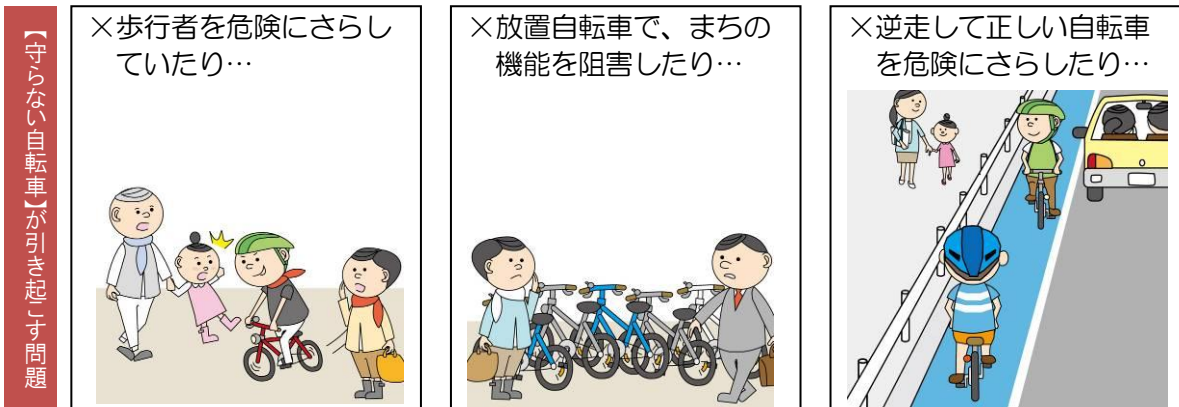
みんなが「あたりまえ」にルールを守る社会をつくり、大きなリスクを回避!!



②自転車に関する心構え

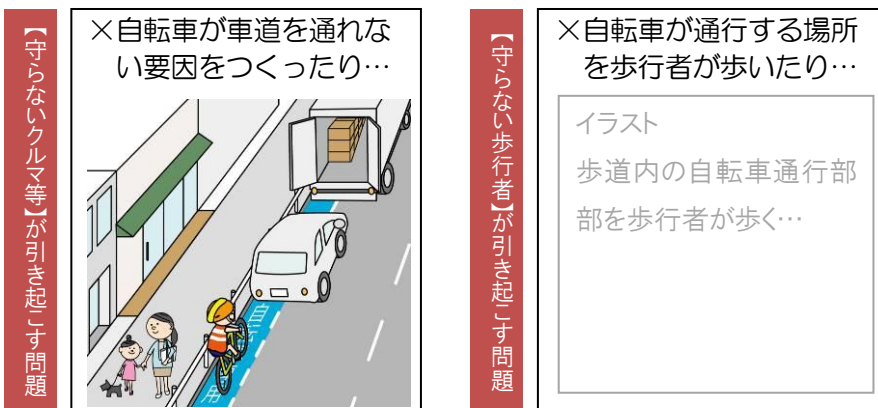
【自転車を使う人は…】

- 自転車を使う人は、ルールを守らないことで生じるリスクを認識し、正しく使う意識を高めることが求められます。
- 道路を使う周りの人のことや、沿道のお店等のまちのことなど、周りへの影響を十分に理解し、クルマやバイクと同じ「車両」としての意識をもつことが必要です。
- 例えば、「クルマやバイクが歩道を通行」することや、「車道を逆走すること」「建物の出入口前に駐車して塞ぐ」ことを、誰もが“非常識”と感じるように、同じ車両として、周りの人に非常識と思われないように自転車を利用することが大切です。



【自転車を使っていない人は…】

- 自転車の今の状況は、車道を走ればクルマやバイクから邪魔な存在と思われ、また歩道を通れば、歩行者から危ない乗り物と思われ、道路上において走行しづらい環境があることも、問題の一因となっています。
- 歩行者、クルマやバイクの運転者についても、自転車の使い方、乗り方のルールを理解し、自転車がルールを守ることができるように、一緒に協力していただくことが大切です。



3・横浜市としての自転車利用の考え方

まちに合った自転車利用に向けて

- 自転車は、環境にやさしく、健康にもよい交通手段であり、横浜市としても、自転車の正しい使い方、乗り方を前提として、利用を推進していくべき乗り物と考えています。
- ただし、どれだけ正しい使い方をしたとしても、まちの駐輪場が不足していたり、歩行者もクルマも集まりやすい場所など、まちが受け入れることができる自転車の量を超えてしまえば、正しく駐輪場に止められなくなることが起こりえます。
- そのため、駐輪場が慢性的に不足する鉄道駅周辺など止める場所がなければ自転車で行かない、歩行者もクルマも多い道路では自転車を降りて押し歩く、など、ときに利用を控えることも必要と考えています。

Column 増加抑制が必要な状況の例

イラスト

駐輪場が不足する
鉄道駅周りでは自転車を使わない

イラスト

歩道も車道も混雑している道路を
無理に通らない(押し歩く)

適正利用のための自転車環境整備の考え方

- 横浜市では、ときに「過度な自転車利用の増加を抑制」することも視野に、これからの取組を進めていきます。
- ただし、今以上に自転車の「はしる」環境、「とめる」環境をつくることが、まちにとってメリットがある場合も多いと考えています。
- 駐輪場の不足が明らかな場所や、駅などに行くために安全な通行空間が必要な道路などでは、今後もまちに合った自転車環境の整備を進めていきます。

Column 「はしる」「とめる」の環境整備の方針



自転車の通行場所としての「車道」と「歩道」の使い分け

- 自転車の車道左側の通行は、法制度に則った厳密なルールであり、歩道の通行は、一部の条件を除けば、基本的には推奨するものではありません。
- ただし、横浜市の道路の現状から、**道幅が狭く通行車両が多い危ない道路の場合**や、進行方向が逆方向で、**車道左側を通ると明らかに遠回りとなる状況**も、現実的に発生しています。
- このような場合、通行する道路が「普通自転車の歩道通行可」の規制がある所では、歩道の車道寄りを徐行して通行したり、規制がない所では押し歩いて、**車道左側を正しく通行できる場所まで移動**することが基本となります。
- 同じ道路を共有する、歩行者、自転車、クルマやバイクが、互いの特徴を理解し、ルールを守って、周りの人のことをお互いに考えながら、道路を使っていくことが求められます。

Column 歩道通行が求められる状況の例

イラスト

車道の通行が「危険」なため、やむを得ず、歩道を通行したい

イラスト

行き先がクルマやバイクの流れと「逆方向」で、やむを得ず歩道を通行したい

ベイバイクの有効利用：自転車の「所有」から「共有」へ

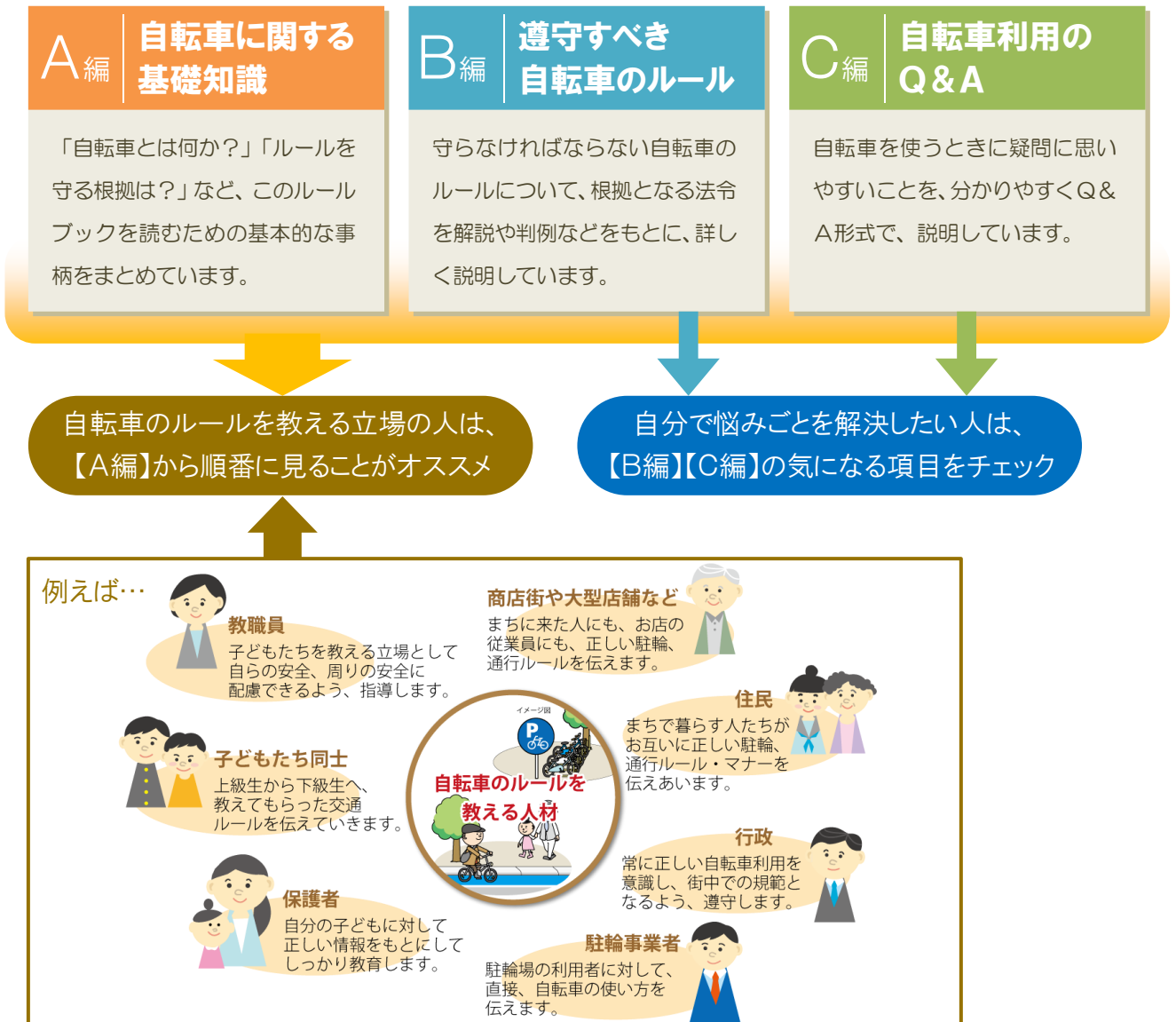
- 横浜市が全国に先駆けて本格導入した都心部コミュニティサイクル【ベイバイク】は、都心部での回遊性の向上や、環境に配慮した交通スタイルの実現が期待されています。
- さらに、一人ひとりが**自転車を「所有」せず「共有」**することで、都心部での放置自転車を減らすことにも繋がっています。
- 今後も、自転車を「共有」するベイバイクについて、横浜市での正しい自転車の使い方、乗り方の遵守を前提に、都心部において、もっと有効に活用することを進めていきます。

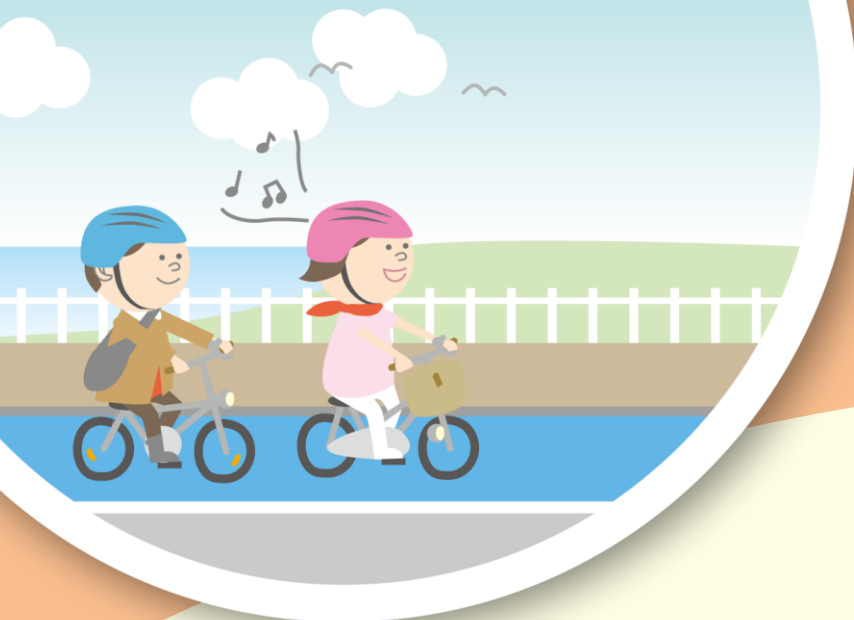
Column ベイバイクについて

4・このルールブックの使い方

- このルールブックは、**自転車を使うときの決めごと**について、自転車に関する法令など、自転車に関する基礎的な知識を学ぶA編と、自転車のルールを詳しく解説したB編、市内で自転車を使っているときの疑問に答えるC編の3編で構成されています。
- ルールブックには、自転車を使うときの膨大な決めごとが書いてあり、全ての皆さんに、全ての内容を理解することを求めるものではありません。何か自転車を使っていて困ったことがあった時、**B編でその根拠を知ったり**、**C編「Q&A」をひもとく**使い方が基本となります。
- ただ、交通ルールを教える立場にある人については、【A編 自転車に関する基礎知識】で、様々なルールの基本を学んだ後で、【B編】や【C編】を順に読んでいただくと、理解が深まる構成となっています。

■みんなのサイクルルールブック横浜の構成





みんなの

サイクル ルールブック

横浜

■自転車利用の正しいルール■

【A編】

自転車に関する基礎知識

【A編】目次

— 自転車に関する基礎知識 —

1・「自転車」とは何か？	1
①法律上の自転車の位置付け.....	1
②自転車の区分.....	2
③自転車の通行場所.....	3
2・自転車の「通行」に関する決まりごと.....	4
①自転車の「はしる」を定める法制度.....	4
②自転車が通行する道路の種類と通り方.....	8
3・自転車の「駐輪」に関する決まりごと.....	15
①自転車の「とめる」を定める法制度.....	15
②駐輪に関する決まりごと.....	16
4・自転車の「その他」の決まりごと.....	18
①安全利用のための決まりごと.....	18
②万が一の時のための決まりごと.....	20
参考① 自転車にまつわる法制度の概要.....	22
参考② 自転車通行に関する根拠となる法令.....	24
参考③ 道路の構造の決まりごと(道路構造令).....	25

※**クルマの表記** 「自転車」と、四輪の「自動車」の文字は、一見で見分けが付きにくいいため、このルールブックでは、四輪の「自動車」は、カタカナで「クルマ」と表記します。
ただし、法律条文の引用などでは、引用元に合わせて表記しています。

※**バイクの表記** 自動車の仲間である「自動二輪車」と、自動車にも、自転車と同じ軽車両にも位置付けられない「原動機付自転車」をまとめて表現する場合、このルールブックでは「バイク」と表記します。

※**【ルール】と【マナー】** このルールブックでは、「信号を守る」、「飲酒運転をしてはいけない」など、守らなければ道路交通法などの法令に違反する事柄を【ルール】と呼称します。
一方、「人通りの多い所では押し歩く」ことなど、法令では明記していなくても、守ることで自分にも、周りにも良いことに繋がる事柄を【マナー】と呼称します。

1. 「自転車」とは何か？

- ここでは、自転車を使った移動や駐輪など、様々なルールを理解するための基本的な情報として、「自転車とはなにか?」「関係する決まりごとにはなにがあるのか?」「交通ルールをなぜ守らないといけないのか?」などを、整理しています。

① 法律上の自転車の位置付け

- 道路交通法の中では、**自転車は【車両】の1つの種類**として取り扱われています。
- 自転車は、道路を使う交通ルールを定める「道路交通法」の中では、**【車両】の中の【軽車両】**と位置付けられており、「ペダル等を使って、人力で運転する二輪以上の車」と定義されます。
- 道路交通法では、車両は「車道」の通行を明確に位置付けており、**車両である自転車も、車道を通行することが原則**となります。
- なお、自転車は、**押して歩くときには「歩行者とみなされる」**ため、歩道を通行することも認められています。(ただし、側車付きのものや他の車両をけん引している場合は除きます。)
- 混雑している場所や、**車道も歩道も通行し難い場合などには、「押して歩く」**など、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

■ 軽車両の定義(道路交通法より抜粋)

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

■ 自転車の定義(道路交通法より抜粋)

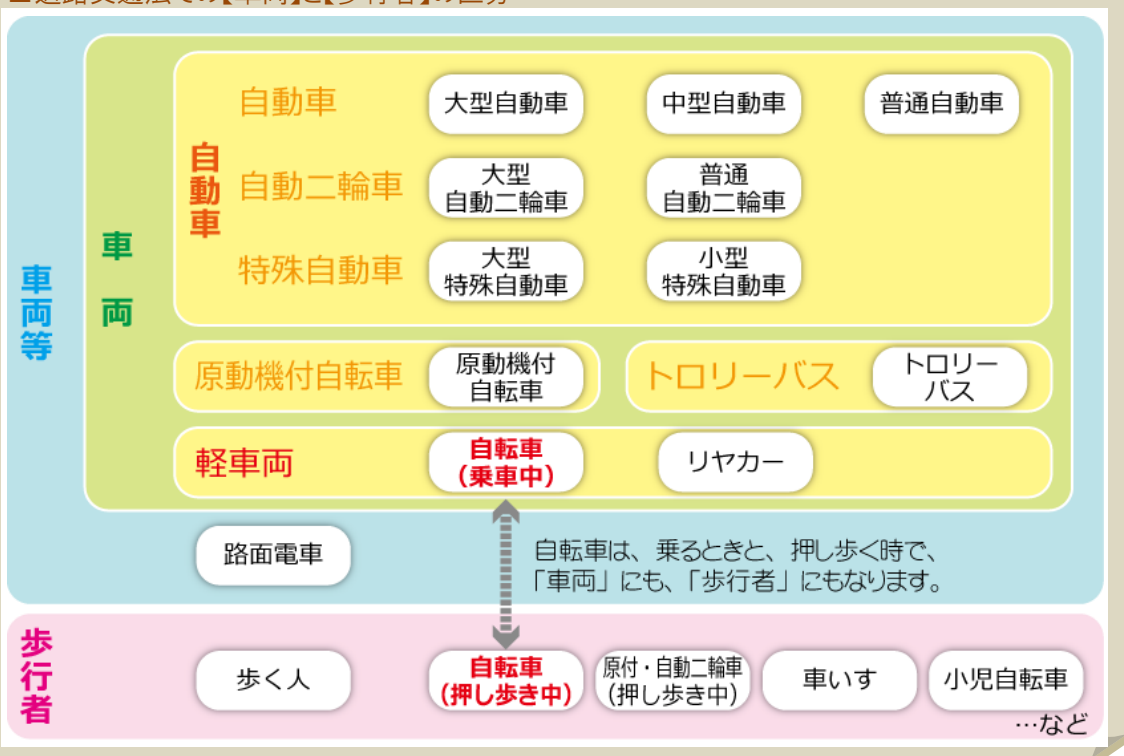
ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

Column ハンド・クランクの自転車

- ・手でペダル代わりのクランクを回して走る自転車。
- ・ハンドル操作も駆動も、手で行うことができ、足の不自由な人でも乗ることができる。



■ 道路交通法での【車両】と【歩行者】の区分





②自転車の区分

- 道路交通法では、古くから「自転車は車道」の通行が義務付けられてきましたが、自転車とクルマとの事故の増加を受けて、1978年の道路交通法の改正の中で、歩道通行を条件付きで認める「普通自転車」が規定されました。
- 普通自転車の条件は、道路交通法で規定されていますが、現在普及している、いわゆるママチャリやクロスバイク、電動アシスト自転車などであっても、定められた大きさや構造などの基準に適合しなければ、「普通自転車」に該当しません。
- タンDEM自転車やリヤカー付の自転車など、普通自転車でない自転車（ここでは、それ以外の自転車とします）もあります。
- 普通自転車とそれ以外の自転車では、歩道の通行の可否や、自転車道通行の可否など、通行の方法が変わってきます。
- さらに、一輪車やキックスクーターなど、自転車との扱いを間違えやすい乗り物もあります。

■自転車の定義(再掲)

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

※「自転車」の中で、以下の条件のものを「普通自転車」と呼びます。

■普通自転車の基準(道路交通法施行規則より抜粋)

車両の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪又は三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの

【車体の大きさ】

次の長さ及び幅を超えないこと。
→長さ 190cm/幅 60cm

【車体の構造】

- ・側車を付けていない(補助輪を除く)
- ・運転者席以外の乗車装置を備えていない(幼児用座席を除く)
- ・ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

■普通自転車と、それ以外の自転車の判別

「普通自転車」に該当します。

- 長さ190cm、幅60cmを超えないこと
- 車体の構造が基準にあっていること



軽快車(ママチャリ等)



幼児同乗自転車



電動アシスト自転車



スポーツバイク(クロス等)



三輪自転車



ハンド・クランク自転車

※海外のスポーツバイクなど、長さや幅が規定を超えるため、普通自転車に該当しない自転車もあります。

「普通自転車」に該当しません。



タンDEM自転車



リヤカー付自転車



チャイルドトレーラー

「歩行者」扱いとなります。



小児用の車



一輪車



キックスクーター



キックバイク

「自転車」ではありません。

※道路で使用すると違反となるおそれのあるもの

Column キックバイクとは

- ・子ども用のペダルの無い自転車で、サドルにまたがって、地面を蹴って乗る自転車です。
- ・遊びながら自転車に乗る練習等で、道路で乗る子どもが増えています。
- ・小さな子どもは事故危険性の認識がなく、かつクルマやバイク等から視認しづらいため、保護者の管理が重要です。

③自転車の通行場所

- 道路は大きく「車道」と「歩道」に分けて整備されており、車両である自転車は「車道」通行が原則です。車道では“クルマやバイクは自転車を”、歩道では“自転車は歩行者を”、保護しなければならないということが基本的な心構えとなっています。

- そのため、「普通自転車」の歩道通行が認められる場合*でも、歩行者の通行を妨げないように、歩道の車道寄りを徐行（すぐに止まることのできる速度で通行）することが定められています。

※A 編-5 参照

- ただ、現実の道路の中では、駐車車両があったり、他車から見落とされてることなども多く、自転車が車道を安全に通行できずに歩道を走行し、歩道では徐行しないため、歩行者が立ち止まったり、自転車を避けなければならないという悪循環になっています。

- この背景には、各時代での交通事故の実状や、自転車の法的取扱の変遷の中で、緊急避難措置的に行われた自転車の歩道通行が、当たり前のこととして浸透してしまったことも一因と考えられます。

■徐行の定義（道路交通法より）

車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

■速度のめやす（道路交通法解説より）

・自転車の徐行は、歩行者の歩速毎時4km/h から考えて、毎時6～8km/h。

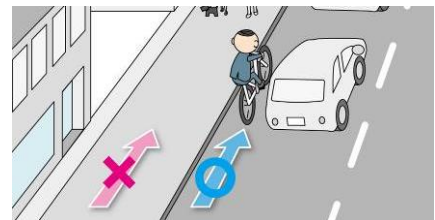
■今の道路での「怖い」思いの悪循環



■自転車の「歩道通行」が浸透してきた経緯

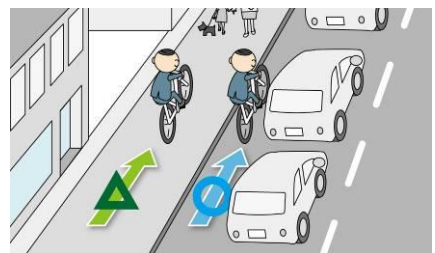
■昭和45年以前

- ・道路交通法は、制定当時から「自転車は車両」であり、「車道を通行」する決まりでした。
- ・自転車が、歩道を通行することはできませんでした。



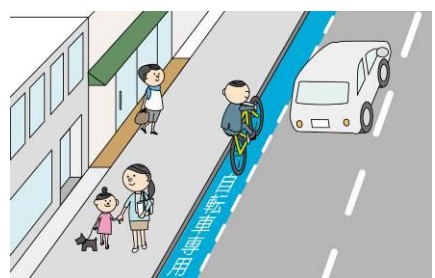
■昭和45年 道路交通法の改正

- ・自転車の交通事故の多発を受けて、「歩道通行可」の標識がある歩道に限り、一部、歩道の通行が認められるようになりました。
- ・当時は、自転車の通行環境が整うまでの「緊急避難措置」としていましたが、結果的に、今なおつづく「自転車の歩道通行」のきっかけとなりました。



■平成20年の道路交通法の改正

- ・平成20年の「普通自転車の歩道通行可能要件の明確化」まで、約40年近く法的な取扱いはかわらず、歩道通行が当然のことと認識されていました。
- ・さらに近年、歩行者と自転車の事故が多発するようになり、再び「自転車は車両」の本来の姿に移行する動きがでてきました。
- ・車道通行のルールの周知だけでなく、自転車通行空間の整備を積極的に推進する取組が進められています。





2・自転車の「通行」に関する決まりごと

①自転車の「はしる」を定める法制度

ア 道路に関する様々な法律

- 道路で自転車を利用するときに関係する法律は、道路を定義する「道路法」や、道路の通行方法等を定めた「道路交通法」、道路の幅や構造など“つくり方”の基準等を定めた「道路構造令」などがあります。
- このうち、信号を守ること、車道の左側を通行することなど、皆さんが自転車を利用するときを守るべき【交通ルール】などについては、基本的に「道路交通法」に法令として明確に定められています。
- また、道路交通法では、例えば歩道を通行して良い区間や、一時停止する場所などを、道路標識や道路標示等を使って規制しており、この標識や標示の意味や設置方法、案内板の大きさ、線の幅、色などは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以後、標識標示令)で定められています。
- そのため、自転車に乗る時には、標識標示令で定められた道路標識や道路標示を見ながら、「道路交通法」に従って通行することが、基本となります。

■ 道路法

【制定】 昭和 27 年 6 月 10 日制定 (最新改定：平成 27 年 6 月 24 日)

【内容】 高速道路や国道などの道路の種類や、車道や歩道等の定義、管理方法や費用負担など、道路網の整備に関するあらゆる取り決めを定めた法律。

■ 道路交通法

【制定】 昭和 35 年 6 月 25 日制定 (最新改定：平成 27 年 6 月 1 日)

【内容】 道路で発生するあらゆる危険を防止し、また、安全で円滑な交通環境をつくり、維持するために定められた法律。

【自転車の通行方法に関する主な法令】

- ① 自転車は車両であること
- ② 車道の左端を通行すること
- ③ 歩道の通行は、限定的に認めていること
- ④ 「自転車専用通行帯」の規制のこと
- ⑤ 交通ルール違反者への罰則のこと …など

■ 歩道通行の特例

- ・普通自転車歩道通行可の規制がある道路
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者等
- ・安全上、やむを得ない場合

■ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

【制定】 昭和 35 年 12 月 17 日制定 (最新改定：平成 26 年 5 月 26 日)

【内容】 道路法や道路交通法の効力を発揮させるときの道路標識・標示等を定めた法律。

■ 道路構造令

【制定】 昭和 45 年 10 月 29 日制定 (最新改定：平成 23 年 12 月 26 日)

【内容】 道路を整備するときの、車道や歩道の区分や必要な幅、構造などの基準等を定めた政令。

イ【道路交通法】で定められていること

- 道路交通法は、自転車に限らず、道路を通行する全ての人に対して、信号機や標識に従う義務、歩行者や車両の通行区分、交差点の通行区分などを、明確に定めた法律です。
- 自転車については、法律の一部に「第13節 自転車の交通方法の特例」の項目が別途まとめられるように、他の車両や歩行者とは、一部異なる取扱いがされている特徴があります。
- なお、道路交通法では、法令を守らなかった場合の罰則についても明確に規定されており、クルマやバイクだけでなく、歩行者や自転車などにもこの罰則は適用されることとなります。
- 自転車の具体的な交通ルール等については、p6からの標識のことや、【B編 遵守すべき自転車のルール】の中で、詳しく解説していきます。

■ 道路交通法で定められていること(抜粋)

信号機の信号等に従う義務(第7条)

- 道路を通行する歩行者又は車両等は、**信号機や警察官等の手信号などに、従わなければいけません。**

通行の禁止等(第8条)

- 歩行者又は車両等は、道路標識等により**通行を禁止されている道路等を、原則通行することはできません。**

歩行者の通行区分(第10条)

- 歩道等と車道の区別が無い道路は、道路の右側端に寄って通行しなければいけません。(危険な場合等は例外)
- 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路は、歩道等を通行しなければいけません。(車道を横断する時等は例外)

車両の通行方法(第17条、自転車も含む)

- 車両は、歩道等と車道の区別のある道路は、**車道を通行**しなければいけません。(横断のための歩道等の通行は除く)
- 自転車以外の車両は、自転車道を通行してはいけません。
- 車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければいけません。

軽車両の路側帯通行(第17条の2)

- 軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の**左側に設置された路側帯を通行することができます。**

左側寄り通行など(第18条)

- 自動車及び原付は道路の左側、**軽車両は左側端**に寄って通行しなければいけません。

■ 道路交通法に定める主な「自転車の交通方法の特例」(第13節)

自転車道の通行区分(第63条の3)

- 普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、**自転車道を通行**しなければいけません。

交差点における自転車の通行方法(第63条の7)

- 自転車は、自転車横断帯がある時は、**自転車横断帯を通行**しなければなりません。

普通自転車の歩道通行(第63条の4)

- 普通自転車は、次の場合、歩道を通行することができます。
 - ①道路標識などで普通自転車の通行が認められるとき
 - ②運転者が、13歳未満、70歳以上及び身体障害者福祉法別表に掲げられる障害を有している場合
 - ③車道又は交通の状況に照らして、普通自転車の通行の安全を確保するため、やむを得ないとき

ウ【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令】で定められていること

- 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」では、道路交通法で定めている、車両の通行禁止、一方通行など、「どのような規制」が、「どの場所」に掛かっているのかを示す、「道路標識」や「道路標示」を定めています。
- 例えば、右に示す自転車専用通行帯の場合、道路左側端の白線と文字が「道路標示」、通行空間に隣接して設置される標識が「道路標識」となり、自転車通行のための専用の場所がどこか、を示しています。
- 「自転車」は車両であるため、下の図に示すような道路標識や道路標示等を、クルマやバイクと同じように守らなければいけません。ただし、「自転車を除く」などと記載のある場合は除きます。

Column 「道路標識」と「道路標示」



■ 道路標識 (抜粋)



進入禁止

自転車も進入できません(自転車を除く補助標識がある場合を除く。)



一方通行

自転車も逆行できません(自転車を除く補助標識がある場合を除く。)



車両通行止め

自転車を含む全ての車両の通行を禁止します。



自転車通行止め

自転車の通行を禁止します。



徐行

直ちに止まれる速度で走行すること(自転車も例外ではありません。)



一時停止

必ず一時停止して左右(周囲)の安全を確認します。



歩行者専用

歩行者だけが通行できる専用道路です。



自転車及び歩行者専用

歩行者と自転車だけが通行できる専用道路です。



自転車横断帯

自転車が横断するときに通る場所です。

■ 道路標示 (抜粋)



■ 自転車専用通行帯 (白線と文字)

- 車道の左側端に設けられる自転車の通行ための通行帯の指定



■ 自転車横断帯

- 自転車が道路を横断するための標示。自転車乗車中はここを通行して横断する義務がある。



■ 普通自転車の交差点進入禁止

- 普通自転車が交差点に入ることを禁止するための指定

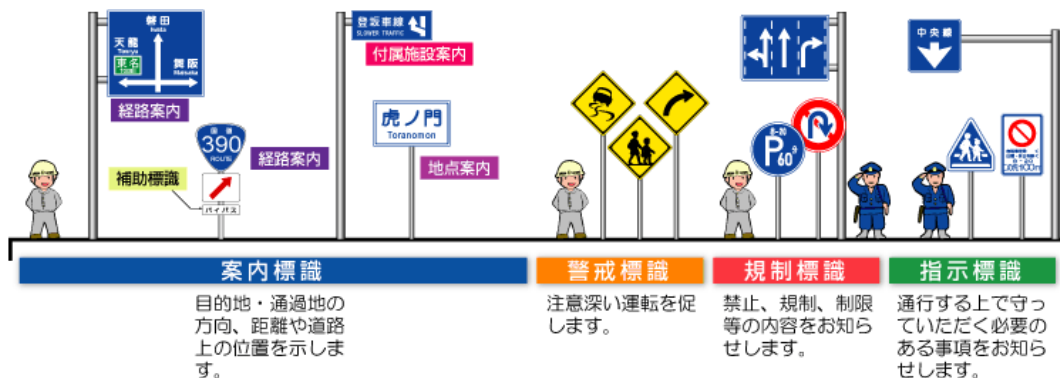


■ 停止線 (自転車)

- 自転車専用通行帯に敷設された停止線。自転車が停止する場所を示す。

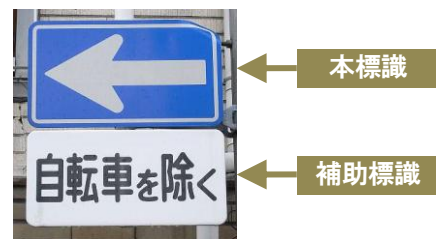
Column 【道路標識】の4つの種類

- 道路標識には、大きく【案内標識】、【警戒標識】、【規制標識】、【指示標識】があることを、ご存知でしたか？
- 中でも、車両や歩行者に対して、通行の禁止、制限、指定の規制を行う【規制標識】や、交通に関して必要な地点で指示を行う【指示標識】については、自転車を含めて道路を利用する全ての人が理解しておくことが大切です。



出典：国土交通省「道路標識の基礎知識」ホームページより引用(<http://www.mlit.go.jp/road/sign/sign/douro/road-sign.htm>)

- なお、規制標識や指示標識には、標識そのものを示す「本標識」に、本標識の意味、内容を補うため、日時、区間、車両の種類などを示した「補助標識」が付いているものがあります。
- 自転車の場合、「補助標識」により、本標識での規制の対象外となる場合があります。



Column 【法定外の路面表示、案内看板など】

- 「道路標識」や「道路標示」は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で、記号や文字の形、描き方など様式が定められ、公安委員会と道路管理者によって設置するものとされています。
- 上記命令に定められたもの以外の看板や表示等は、「法定外の表示」となり、法的な効力はありません。
- 自転車に関するものでは、例えば「矢羽根」の表示をすることで、自転車が「車道で通行する場所」を、自転車利用者やクルマやバイクの運転者に伝えるなど、法的な効力とは別に、有効に活用する動きが全国的に広がっています。

▼自転車の「法定外の表示」の例



自転車が通行してほしい「場所」と「進行方向」を、青色の矢印で示した表示です。
この上を通らなければならない義務はありませんが、クルマやバイクも自転車が通ることを意識しやすく、安全になると考えられています。

■自転車ナビライン

国土交通省 関東地方整備局では、この**矢羽根型の法定外の路面表示を「自転車ナビライン」と**呼んでいます。本書でも、以後同じ呼び名を使います。
なお、道路管理者が新たに設置しようとする場合、公安委員会と調整を図ることが必要となります。



② 自転車が通行する道路の種類と通り方

【この項目を読む前に】 道路構造の予備知識

- 一般的によく見かける歩道のある道路を大きく分けると、クルマやバイク、自転車を含めた軽車両など、車両が通行する「**車道**」と、歩行者が通行する「**歩道**」があり、その間には、排水など道路の機能を守るため、いわゆる「**路肩**」が造られています。この路肩は、整備される位置が「**車道の左側**」端に造られるため、「**自転車は路肩を走らないといけない**」と勘違いするケースが見られます。
- しかし**道路交通法では、そもそも「路肩」の用語はなく、通行を規定するルールもありません。**また「路肩」を定義している道路構造令では、道路の機能を守るための部分としており、**人や車両が通行する部分とは考えられていません。**（A編 p30 参考③ 道路の構造の決まりごとを参照）
- なお、道路の安全確保のため、車道と歩道の間、車両と歩行者が近づきすぎないように注意を喚起する区画線「**車道外側線**」を引くことがあります。この「**車道外側線**」は、歩道が無い道路の場合は、歩行者と車両の通行場所を分ける「**路側帯***」の意味を持つようになります。

※路側帯：道路交通法では「歩行者の通行のためのスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道の無い道路や、歩道の無い側の路側寄りに、道路標示（白線）によって区画された部分をいう。」と定義されています。

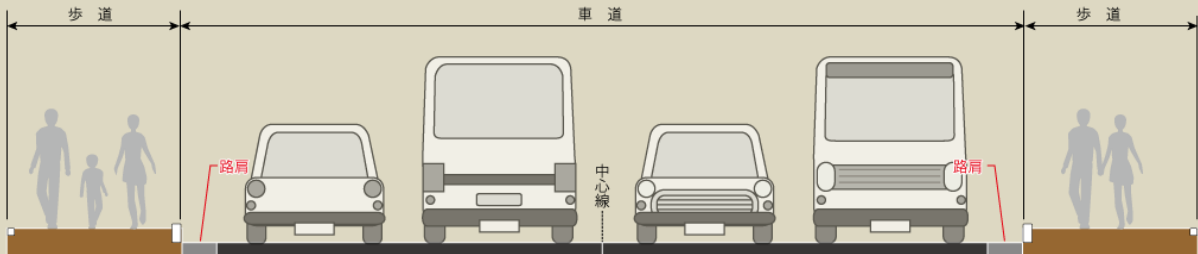
■ 道路の基本的な構造

【車道】＝車両が“通行する”ための場所

- ・クルマやバイク、軽車両など車両が通行するための場所。自転車も原則、車道の左側を走る。

【歩道】＝歩行者が“通行する”ための場所

- ・歩行者が安全に通行するための場所。
- ・自転車は原則、通行できない。

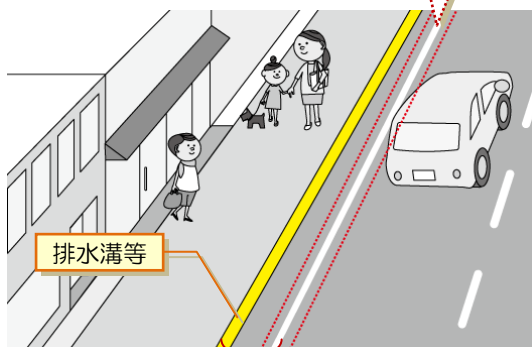


【路肩】＝道路の機能を守るための部分＝通行のための場所ではありません。

- ・道路にたまった水を流したり、構造的に弱い道路の端を守ったり、道路の機能を担保するための部分。
- ・車道ではないため、自転車がはいる場所ではありません。

Column 「車道外側線」と路肩の関係

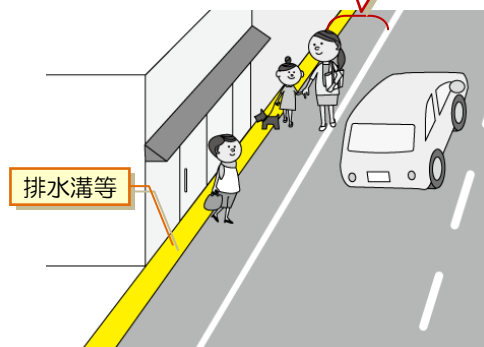
車道外側線：車道の“外側”を示すための白線



路肩：自転車の通行義務はないが、通行しても良い

Column 歩道の無い道路での「路側帯」

路側帯：白線で区切り、歩行者の通路を示す



※白線の引き方で、自転車の通行方法が変わります。
→詳しくは、A編p12を参照。

ア 自転車の通行する場所が示された道路では（歩道にある場合は p13 へ）

- 車道の左側を、自転車が通行する場所として、白線や、縁石などの構造物で区切られていたり、水色の路面表示などがある、「自転車の通行する場所が示された道路」については、**車道と歩道との物理的な区分の方法**や、**通行規制のかけ方（標識など）**の組合せによって、大きく3つの種類に分けられています。
- 1つは、車道とも、歩道とも、柵や縁石などで物理的に区分し、標識などによって通行規制もかける【A：自転車道】、2つめは、物理的な区分はせず、標識などによって通行規制をかける【B：自転車専用通行帯】、3つめは、物理的な区分も、通行規制もかけない、法定外表示による【C：自転車ナビライン】になります。
- それぞれの種類によって、自転車の通行のしかたが変わることから、その違いや、見分け方を知っておくことが大切です。

■ 自転車の通行場所の種類と見分け方

		通行規制(自転車専用)	
		標識あり	標識なし
道路の構造	柵などで物理的に分離	【A】 自転車道	※存在しません
	分離なし	【B】 自転車専用通行帯	【C】 自転車ナビライン

A 自転車道

■ 道路の構造

→ 柵や縁石などで、車道、歩道と物理的に区画された車道の部分

■ 標識・標示等

→ 物理的に歩行者やクルマやバイクが進入できない道路の部分を“自転車の通行”のための部分であることを示す【自転車専用】の標識がつけられます。



横浜市内での写真

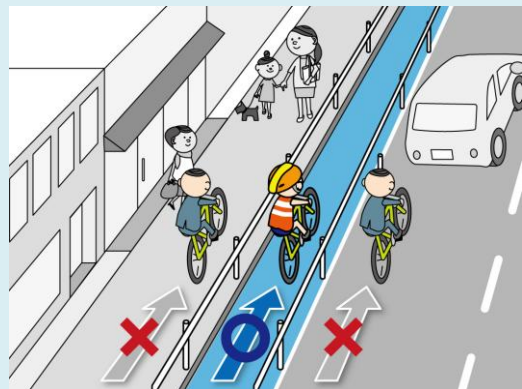
■ 自転車の通行のしかた

→ 普通自転車は、自転車の通行のためにつくられた自転車道があるときは、その「自転車道」を通行しなければならず、歩道を通行することも、車道を通行することもできません。

歩道：×

自転車道：○

車道：×



■ 見分け方

- 車道とも、歩道とも、柵や縁石、植栽などで物理的に分離されているかどうか。
- 自転車道の上や横に、【自転車専用】の丸い標識が付いているかどうか。

凡例：通行区分の表記について

○：自転車が通行することを推奨しています。

△：通行が認められている道路では通行することができますが、推奨していません。

×：自転車が通行することはできません。



B 普通自転車専用通行帯

■道路の構造

- 柵や縁石などによる分離をせず、白線や水色のラインなどで、通行が指定された“**車道の一部分**”。

■標識・標示等

- 見た目で分けられる部分が、自転車の通行専用の場所であることを示す【普通自転車専用通行帯】の標識及び標示によって規制されます。



横浜市内での写真

■通行のしかた

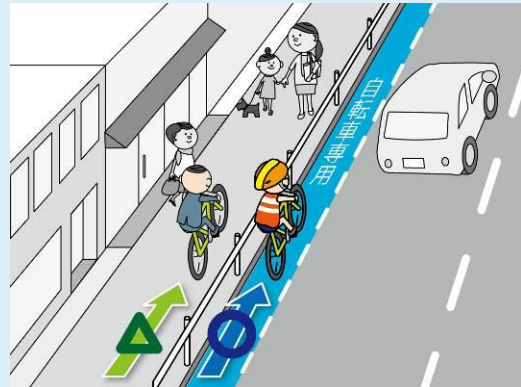
- 普通自転車は、標識に従って【自転車専用通行帯】を通行しなければなりません。クルマやバイクと同じ左側通行で進みます。
- 歩道の通行が認められている場合は、歩道を通行することもできます。

歩道:△

自転車専用通行帯:○

■見分け方

- 車道の左端に、白線や水色ラインなどで、通行帯が指定されているかどうか。
- 自転車道の上や横に、【普通自転車専用通行帯】の標識が付いているかどうか。



C 自転車ナビラインのある道路

■道路の構造

- 自転車の通行する道路の左側端に、自転車ナビライン（法定外の路面表示）等が設置された“**車道の一部分**”。

■標識・標示等

- 道路交通法に準拠した、通行規制に関する標識はつきません。
- 通行場所を示す自転車マークなど、「法定外の案内看板」や「法定外の路面表示」がつくことがあります。

横浜市内での写真

■通行のしかた

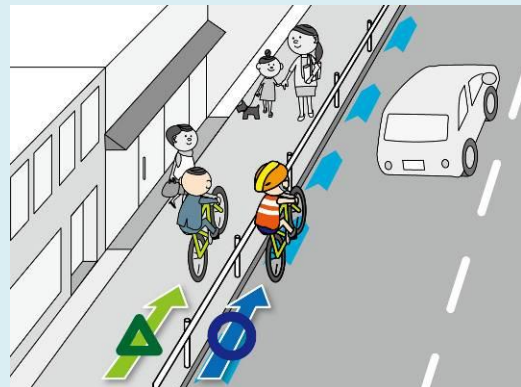
- 法律上は、通行する義務はありませんが、一般に車道の左端に整備されるため、「車道の左端」のルールを守れば、必然的に通行することになります。
- 歩道の通行が認められている場合は、歩道を通行することもできます。

歩道:△

自転車ナビライン:○

■見分け方

- 車道の左端に、青い矢印や自転車のマーク等の法定外の路面表示があるか。
- マーク等の法定外の路面表示はあるが、白線は引いていないかどうか。



イ 自転車の通行する場所が示されていない道路では

- 車道に自転車の通行する場所が示されていない道路では、道路交通法の「自転車は車両」の原則に従って、車道の左端を通行することが基本となります。今の横浜市の道路の多くがこのような構造です。
- ただし、歩道に【普通自転車通行可】の歩道がある場合（D）と、ない場合（E）で、歩道の通行の条件が変わります。
- また、そもそも歩道が無い道路の場合は、道路の左端の路側帯を使う（F）ことなど、通行の条件が変わります。

D 歩道のある道路(普通自転車通行可の規制がある場合)

■ 道路の構造

→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路での“歩道”。

■ 標識・標示等

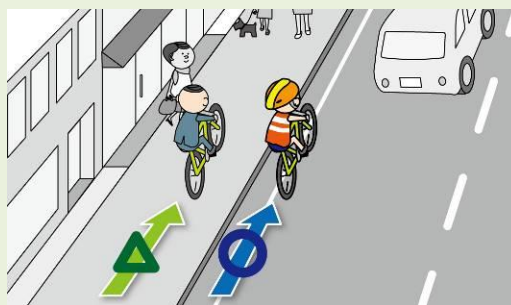
→ 歩道に特例的に自転車通行を認めるための通行規制
【普通自転車通行可】の標識や標示が設置されています。



横浜市内での写真

■ 自転車の通行のしかた

→ 自転車は、車道の左端の通行が原則です。
→ 歩道の車道寄りの部分を徐行して通行することもできますが、歩行者の安全に配慮し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、降車し押し歩きや一時停止しなければなりません。
※徐行＝すぐに停止できる速度



歩道：△

車道：○

E 歩道のある道路(普通自転車通行可の規制がない場合)

■ 道路の構造

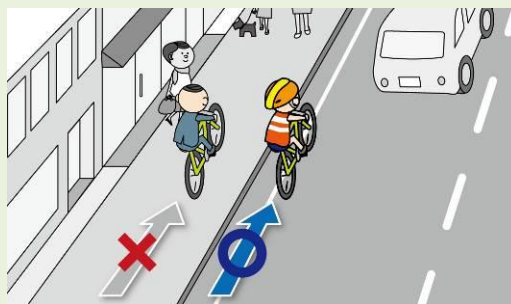
→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路での“歩道”

■ 標識・標示等

→ 自転車の通行に係る標識・標示等はありません。
※上記Dの標識がない通常の歩道は、全て含みます。

■ 自転車の通行のしかた

→ 自転車は、車道の左端の通行が原則です。
→ 歩道の通行は認められていません。
※運転者が児童や幼児（13歳未満）、70歳以上の高齢者である場合や、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合など、歩道通行が認められる条件の場合を除きます。



歩道：×

車道：○

横浜市内での写真



F 歩道のない道路(路側帯のある場合)

■道路の構造

→車道と歩道が分けられていない道路

■標識・標示等

→道路の左端に白線が設置され、歩行者が通行できる場所を示す【路側帯】として規制します。

→路側帯は、白線のひき方によって以下の3種類に分けられます。

※自転車の通行のしかたが、それぞれ異なります。

■自転車の通行のしかた

①(普通の)路側帯＝自転車通行可

→1本の白線で分けられた普通の路側帯は、歩行者と軽車両の通行が認められています。

→ただし、通行が認められているのは、【道路の左側】のみで、クルマやバイクと同じ方向に通行する必要があります。

路側帯：○

路側帯外：○



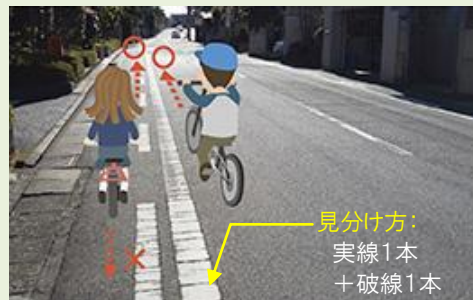
②駐停車禁止路側帯＝自転車通行可

→点線と実線の2本の白線で分けられた駐停車禁止路側帯は、歩行者と軽車両の通行が認められています。

→ただし、通行が認められているのは、【道路の左側】のみで、クルマやバイクと同じ方向に通行する必要があります。

路側帯：○

路側帯外：○



③歩行者用路側帯＝自転車通行不可

→実線2本の白線で分けられた歩行者用路側帯は、歩行者のみ通行が認められています。

→路側帯の外の【道路の左側】を、クルマやバイクと同じ方向に通行する必要があります。

路側帯：×

路側帯外：○



G 歩道のない道路(路側帯のない場合)

■道路の構造/通行規制

→車道と歩道の区分がなく、路側帯を示す白線もない道路

■自転車の通行のしかた

→道路の左端を通行します。

横浜市内での写真

ウ その他（歩道に「自転車の通行する場所が示されている」道路など）

- 横浜市内の一部の道路では、【普通自転車通行可】の歩道の中に白線を引いたり、自転車マークを描くなど、歩道の中に自転車の通行する場所が示された道路があります。
- このような道路では、あくまでも「歩道」の中であるため、歩行者の保護が最優先であり、歩道の車道寄りを徐行するなどの通行方法が前提となっています。

H 普通自転車通行指定部分のある道路

■ 道路の構造

→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路の「歩道の一部」

■ 標識・標示等

→ 普通自転車通行可の歩道に、白線と自転車マークの標示によって【普通自転車の歩道通行部分】が指定されています。



■ 自転車の通行のしかた

→ 自転車は、【普通自転車の歩道通行部分】を徐行しなければいけません。

※通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

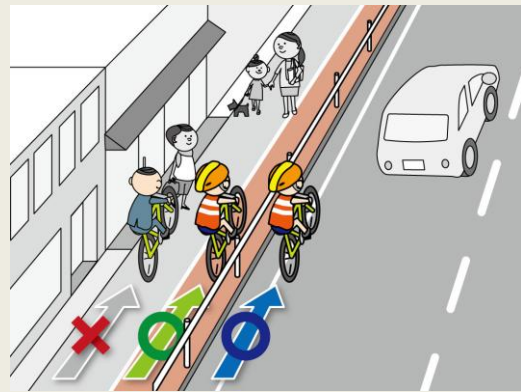
→ 歩道内のため、歩行者を優先した通行が基本です。

※歩行者は、【普通自転車通行指定部分】のある道路では、この部分を“できるだけ避けて通行するように努めなければならない”と定められています。（道路交通法第10条第3項）

歩道：×

通行指定部分：○

車道：○



I 通行場所を「啓発」する歩道

■ 道路の構造

→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路の「歩道の一部」

■ 標識・標示等

→ 上記Hと異なり、法的効力のある白線がありません。

※通行場所を誘導するための案内看板等がつく場合があります。



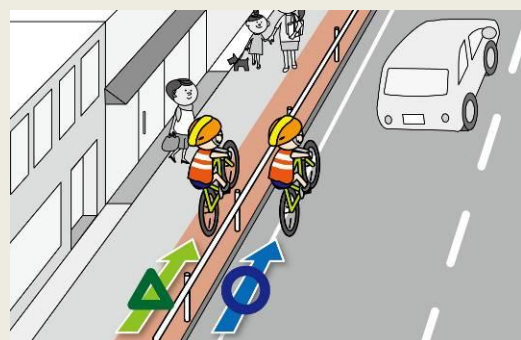
■ 自転車の通行のしかた

→ 自転車は「車道の左側」を通行することが原則ですが、交通安全の対策として必要などところで、安全な通行を啓発するために設置されています。

→ そのため、歩道を通行しなければならない時は、この部分を徐行して通行します。

歩道(色分け等がされた部分)：△

車道：○





- 港北ニュータウンなどの一部の場所では、自転車及び歩行者の交通のために設けられる独立した道路として、「自転車歩行者専用道路」が整備されています。
- このような道路では、歩行者と自転車が同じ場所を通行することになるため、原則として徐行して通行し、歩行者の通行の妨げになる場合には一時停止をすることが求められます。

J 自転車歩行者専用道路

■ 道路の構造

→ 自転車と歩行者の交通のために独立してつくられた道路

■ 標識・標示等

→ 自転車と歩行者の通行を認めるための「自転車及び歩行者専用」の道路標識が設置されます。

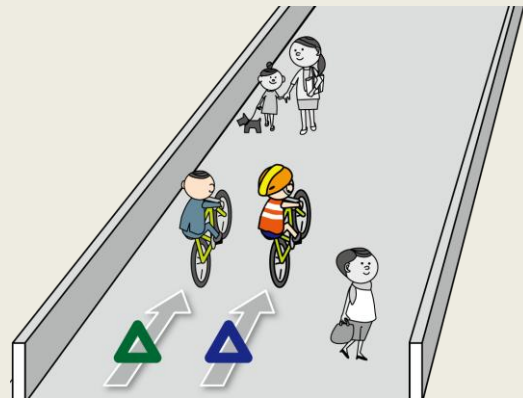


■ 自転車の通行のしかた

→ 法律上は、例えば道路の中央部分など、通行する場所を規定するルールはなく、道路の中のどこを通行してもよいことになっています。

→ 歩行者と自転車が混在する道路のため、歩行者を優先して通行することが前提となります。

→ 歩道を通る時と同じように、すぐに停まれる徐行の速度で、混雑する場所では押し歩くことも必要です。



外側付近:△

中央付近:△

(参考) 都筑区の自転車歩行者専用道路等での新しい施策

- 自転車歩行者専用道路では、歩行者と自転車の通行場所の明確な規定がなく、歩行者と自転車の接触する危険性が高まっています。
- 「自転車の通行位置」や「徐行」、または「自転車の押し歩き」を示した路面表示や案内看板を設置することで、歩行者と自転車の安全な通行環境を整える取組を進めています。



Column 車両進入禁止の道路

- 伊勢佐木モールや横浜橋商店街など、全日もしくは時間指定により歩行者の通行のみ認められる道路があります。
- このような道路は、上記J 自転車歩行者専用道路と異なり、道路の構造的には車両も通行できますが、車両進入禁止の通行規制をかけることで、結果的に歩行者専用道路と同じような使い方をしています。
- なお、伊勢佐木モールなど、車両通行禁止の道路では、自転車も通行禁止の車両と扱われるため、押し歩きして通行します。



3・自転車の「駐輪」に関する決まりごと

①自転車の「とめる」を定める法制度

- 放置防止などのルールについては、国の法律と、それを受けて横浜市が策定した「**横浜市自転車等の放置防止に関する条例**」(以下「**放置防止条例**」という)により定められています。
- なお、この条例には、行政や鉄道事業者等が駐輪場の設置に努める責務を負うとともに、市民や利用者についても、**放置しないことや、市の施策に協力すること**、**駅周辺に暮らす人はその駅への自転車利用の自粛に努めること**、などの責務を明記しています。
- 自転車は駐輪場などの駐車を認められた場所に停めることが基本です。**道路だけでなく、駅前広場、公園や緑地などの公共の場所に置かれ**、利用者が自転車から離れているため、直ちに移動できない状態であれば、**放置時間の長さにかかわらず「放置自転車」と**なります。

■自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

【制定】 昭和55年11月25日（最終改正：平成5年12月）

【内容】 自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進など、自転車に関する様々な取組を総合的に推進するためにつくられた法律です。



■横浜市自転車等の放置防止に関する条例

【制定】 昭和60年4月5日（最終改正：平成6年9月）

【内容】 公共の場所での自転車、原動機付自転車、バイクなどの放置を防止するために定められた条例で、放置禁止区域の指定や市営駐輪場の料金設定など、市の駐輪の取組の根拠となる条例です。また、市民や行政などの責務について規定しています。

【条例が規定する各主体の責務】

- | | |
|-------------|---|
| ①横浜市の責務 | 総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努める |
| ②市民の責務 | 放置の防止に関する意識を高めること。
市の施策に協力すること。
駅又は停留所周辺の居住者は当該駅又は停留所への自転車等の利用を自粛するよう努めること。 |
| ③利用者等の責務 | 自転車等を放置しないように努めること。
所有自転車に住所、氏名の明記に努めること。 |
| ④自転車小売業者の責務 | 自転車防犯登録を受けることを勧奨するように努めること。 |
| ⑤鉄道事業者等の責務 | 旅客、施設利用者のために必要な駐輪場の設置に積極的に努めること。 |

条例が禁止する場所
例：道路

条例が禁止する場所
例：公園・緑地

条例が禁止する場所
例：駅前広場

条例が禁止する場所
例：その他公共の用に供する場所(港湾など?)



②駐輪に関する決まりごと

ア「放置」とは

- 自転車は、出発地から目的地に移動したあと、必ず「とめる」という駐輪行為が発生します。
- 駐輪するときは、駐輪場など駐輪のために設けられたスペースの利用が前提で、それ以外の公共の場所に置かれ、利用者が自転車から離れているため、直ちに移動できない状況であれば、「放置」となります。横浜市では「放置」の根拠を、放置防止条例第2条の7に記載しています。
- そのため、買い物などであっても、自転車から離れ、直ちに移動できない状態になれば、放置時間の長さにかかわらず、放置自転車となります。

■「放置」に関する条例の規定(第2条の7)

駐輪してよい場所以外の公共の場所に置く

- 道路や駅前広場など、公共の場所に置いてはいけません。

直ちに移動できない状態にある

- 自転車から離れて、直ちに移動できない状態であれば、「放置」となります。
- 放置時間の長さにかかわらず、「放置」となります。

自転車等は、移動の対象です!!

イ「移動」とは

- 横浜市では、放置防止条例第12条、13条の規定により、「放置」されている自転車を**所定の保管場所に移動**します。
- なお、移動作業ではスピーカーで作業の実施を周知するとともに、利用者がいる場合、駐輪場などの適切な場所へとめるよう促します。
- 放置自転車には「警告札」を取りつけ、保管場所へ移動します。
- 放置自転車が柵やフェンスなどの工作物にチェーンで固定されている場合、移動活動の付随行為として切断し移動します。

■「移動」の流れ

事前周知

- 移動作業の実施をスピーカーで周知します。
- 警告札を取付けます。

移動後、保管場所での保管・返還

ウ 「保管・返還」とは

- 保管場所へ移動した自転車等は、移動日から2か月間、保管しています。2か月を過ぎた場合は、リサイクル自転車として活用したり、処分します。
- この保管期間については、「放置防止条例」の施行規則第8条に明記しています。
- なお、返還には、本人を確認できる書類と自転車の鍵をお持ちいただき、保管手数料を支払っていただくこととなります。

保管場所の営業時間

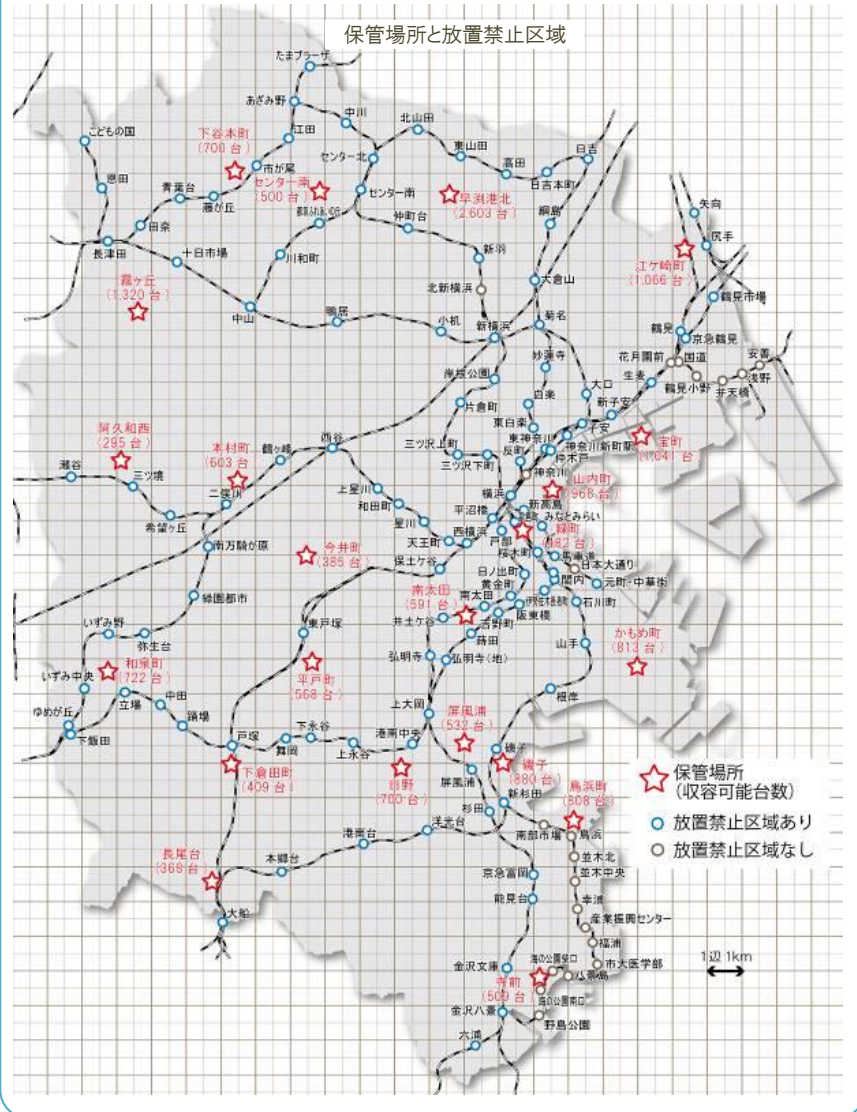
- 月曜日から金曜日
午前11時から午後7時まで
- 土曜日・日曜日
午後1時から午後5時まで

引き取りに必要なもの

- 運転免許証など本人を確認できるもの
- 自転車等の鍵
- 保管手数料
(自転車 1,500円
・バイク 3,000円)

保管場所と保管の期間

- 保管場所 市内 22 か所 (下図★)
- 保管の期間 約2か月間



エ 放置禁止区域について

- 駅周辺など自転車の駐輪ニーズが高く、また放置自転車の発生によって駅やまちの機能が低下する地域を中心に、放置禁止区域を指定しています。
- 放置禁止区域では、放置自転車の移動作業を実施するなどして、放置自転車対策を重点的に行っています。

■ 放置禁止区域について

放置禁止区域のこと

- 市内各駅 (上図○駅) 周辺を中心に、半径 300~500m 以内の地域を指定しています。

放置自転車の移動(撤去)

- 放置禁止区域では、放置自転車の移動作業を定期的に行っています。
- 放置禁止区域外でも、放置されている自転車は一定期間の警告をした上で、保管場所へ移動しています。



4・自転車の「その他」の決まりごと

①安全利用のための決まりごと

ア 全員が守るべき「当たり前」の決まりごと

- 全国的な自転車と歩行者の事故の多発などを受けて、平成 19 年に自転車に関する交通秩序の整序化と安全利用を促進するため、政府により「自転車安全利用五則」などが定められました。
- また平成 27 年からは「自転車運転者講習制度」を開始し、受講義務の対象となる危険行為を明確にして罰則規定を定めるなど、自転車の交通ルール遵守のための取組が始まっています。
- 自転車を使う全ての人が、自転車に乗る時「当たり前」に守るべきことがまとめられています。

■自転車安全利用五則

- 【策定】 平成 19 年 7 月 10 日
- 【内容】 自転車を利用する人のルール違反やマナーの悪さに起因する問題に対して、利用者が必ず守るべき自転車の安全利用のための5つのルールとして、警察庁より発出された規則です。

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

■危険な状況につながりやすい 14 の項目

- 【施行】 平成 27 年 6 月 1 日
- 【内容】 平成 27 年 6 月 1 日の道路交通法の改正の中での「自転車の取締の強化」に合わせて、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある 14 の項目を、危険行為として示しています。この項目に該当する行為を繰り返す（3年以内に2回以上）悪質な自転車の運転者に対して、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

道路交通法に定める【危険行為 14 項目】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①信号無視 | ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害 |
| ②通行禁止道路（場所）の通行 | ⑨環状交差点安全進行義務違反等 |
| ③歩行者用道路での徐行違反 | ⑩指定場所一時不停止 |
| ④歩道通行や車道の右側通行等 | ⑪歩道での歩行者妨害等 |
| ⑤路側帯での歩行者の通行妨害 | ⑫制動装置不備の自転車の運転 |
| ⑥遮断踏切への立ち入り | ⑬酒酔い運転 |
| ⑦交差点優先車妨害等 | ⑭安全運転義務違反 |

■安全運転義務違反とは…

ハンドルやブレーキ等を確実に操作しないで通行したり、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

例えば…（神奈川県道路交通法施行細則に定める運転者の遵守事項）

- ・携帯電話やスマートフォン等を操作したり、画面を注視しながらの運転
- ・イヤホン等を使って音楽等を聴き、運転に必要な音や声が聞こえない状態で運転などにより、安全運転の義務を怠った場合など

イ 安全に使うための事前の準備の決まりごと

- 安全利用のためには、法に定めるルール以外にも、歩行者、クルマやバイクと同じ道路を使う人として、守ることが期待されるマナーや心得があり、国家公安委員会により「交通の方法に関する教則」として告示されました。
- この教則には、自転車の安全利用のために事前に準備すべきことが記載されています。

■交通の方法に関する教則

【告示】 昭和 53 年 10 月 30 日（国家公安委員会告示）

【内容】 歩行者と運転者（自転車、クルマ、バイクなど）が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なクルマ社会を築いていくための、手引きとして作られたものです。
自転車については、事前の点検、ヘルメット着用、夜間外出時の反射材の活用など、交通ルール以外にも、安全を守るための心構えが記載されています。

■自転車の点検について（第3章 第1節 2 自転車の点検）

- 自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って、点検や整備をしてもらいましょう。
- なお、自転車は、努めて TS マーク、JIS マーク、BAA マーク、SG マークなどの自転車の車体の安全性を示すマークが付いたものを使いましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- (2) サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。
- (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- (5) チェーンは、緩み過ぎていないか。
- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか
(時速 10 キロメートルのとき、ブレーキを掛けてから 3 メートル以内で止まれるか)。
- (7) 警音器は、よく鳴るか。
- (8) 前照灯は、明るいか。
- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材(後部反射器材と側面反射器材)は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

神奈川県道路交通法施行細則では…
前照灯は、「白色又は淡黄色であること」と、「夜間において前方 5 メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる光度を有すること」と定められています。

神奈川県道路交通法施行細則では…
尾灯は、「赤色であること」と、「夜間において後方 100 メートルの距離から点灯を容易に確認できる光度を有すること」と定められています。

※反射器材は、道路交通法施行規則（内閣府令）で別途定められています。

■ヘルメットの着用（第3章 第1節 1 自転車に乗るに当たっての心得）

- (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

道路交通法では…

「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」と定められています。

■夜間外出時の「反射材」の活用（第3章 第1節 1 自転車に乗るに当たっての心得）

- (2) ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗ってはいけません。なお、反射器材は努めて JIS マークの付いたものを使いましょう。
- (9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。



②万が一の時のための決まりごと

ア 事故を起こした時の責任・義務

- 最近では、自転車に乗っていて歩行者と事故を起こしてしまい、1億円近い損害賠償が発生するなど、多額の賠償が生じる自転車事故が起きています。
- このような自転車の事故は、クルマやバイクの事故と同じ【交通事故】であり、事故の加害者には、刑事上の責任と、民事上の責任が発生します。

Column 自転車の多額の損害賠償事故の例

小学校5年生の男児の自転車が、女性に衝突した事故。

女性は寝たきりの状態となり、男児の母親に対して、賠償金9,500万円の損害賠償が発生。

(平成25年神戸地裁判決)



- また、道路交通法では第72条第1項（交通事故の場合の措置）の中で、負傷者の救護や事故に関する警察への報告が義務付けられています。
- 自転車を使う人は、事故を起こしたときの責任をしっかりと理解すること、また、子どもや家族など周りに自転車を使う人がいる人は、その責任をしっかりと伝えることを、意識することが大切です。

■自転車の交通事故の加害者に発生する責任

刑事上の責任(懲役・禁固・罰金)

- 法を守らず、事故を起こした者に対する罰則。
- 過去に、以下の刑法や道路交通法の違反とされた判例があります。

①刑法第211条(重過失致死罪)

暴行や傷害の故意でなく、過失によって人を死亡させた場合の罪。

②刑法第211条(重過失傷害罪)

暴行や傷害の故意でなく、過失によって人に傷害を与えた場合の罪。

③道路交通法違反(ひき逃げ)

人身事故を起こした際に、道路交通法に定められた救護等の措置をせず、現場から逃走した場合の罪。

④道路交通法違反(酒酔い)

人身事故を起こした際に、酒に酔った状態にあった場合の罪。

民事上の責任(損害賠償)

- 被害者が被った損害を、金銭などにより補てんし、回復を図ること。
- 民法の中で、明確に規定されています。

民法第709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

自転車での高額賠償の事例

賠償額	加害者	被害者	判決
9,266万円	男子高校生	24歳男性(重大な傷害)	H20.6
6,779万円	成人男性	38歳女性(3日後死亡)	H15.9
5,438万円	成人男性	55歳女性(11日後死亡)	H19.4
4,043万円	男子高校生	62歳男性(13日後死亡)	H17.9

■交通事故を起こした時の義務

自転車は軽車両。事故を起こしたときは、警察への届け出を行うこと。(道路交通法72条第1項)

【自動車との事故】 …車両相互事故 【歩行者との事故】 …人対車両事故

イ. 万が一への備えについて

- 自転車に乗る時に、しっかりと責任をもち、事故を起こさないよう交通ルールを遵守することが最も大切です。
- しかし、不慮の事故で加害者となってしまったときには、民法に則って**被害者に与えた損害を賠償する**ためにも、あなた自身のケガに対応するためにも、しっかりと自転車保険に加入しておくことをお勧めします。
- 自転車事故に係る保険は、大きく、自分の被害を補うための①傷害保険と、周りへの被害を補うための②個人賠償責任保険があります。
- 自転車の保険は、自転車事故専用の保険や、自動車保険等の特約、安全な自転車の車両が加入できる保険など、色々なものがあります。補償金額や、事故後の示談交渉の特約の有無など、保険会社により異なります。

■ 自転車に関する「保険」の分類

▼ 自転車事故に関わる保険の種類

① 傷害保険

自分が自転車に乗っていて転んだり、歩行中に誰かの運転する自転車に衝突されたりした際の、自分の被害を補うための保険

② 個人賠償責任保険

自転車で他人にケガをさせたり器物を破損したりして賠償責任が発生した場合に備える保険

▼ 自転車保険の種類

① 自転車保険

自転車事故専用の保険です。相手への賠償から、自分自身の怪我まで、手厚い補償があります。

特約として、事故後示談などの付帯サービスを受けることもできます。

【一般的な加入方法】

⇒保険会社のホームページ等でご確認ください。

② 特約型個人賠償責任保険

自動車保険や火災保険等で特約を付保することで、相手への賠償を補償します。

火災保険などの特約として加入できる「日常生活に起因」して発生した損害を補償する保険です。

【一般的な加入方法】

⇒現在、火災保険等でご加入の保険会社にお問合せください。

③ TSマーク付帯保険

自転車点検整備を受け、TSマークの貼られた安全な自転車が加入できる保険です。

自転車点検整備を受けた日から、1年間有効な保険です。

【一般的な加入方法】

⇒自転車安全整備士のいる自転車店で点検を受けてください。



参考① 自転車にまつわる法制度の概要

【全国共通の法制度】

道路交通法

制定 昭和35年6月25日制定(最終改正・平成27年9月30日)

内容 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路交通に起因する障害の防止に資することを目的に定められた法律です。

自転車関連 この法律の中で、自転車はクルマやバイクの1つ、軽車両と位置付けられ、車道左端の通行や、歩道を通行できる条件、その場合の通行の方法などが明記されています。
平成27年6月1日の改正では、危険な違反行為を繰り返した自転車運転者に対する講習義務の受講を命じる制度が新たに制定されました。

道路構造令

制定 昭和45年10月29日制定(最新改正:平成23年12月26日)

内容 道路を整備するときの、車道や歩道の区分や必要な幅、構造などのつくり方を定めた政令です。

自転車関連 自転車が通行する場所を構造的に規定するものとしては、自転車の通行のための【自転車専用道】と、自転車と歩行者の通行のための【自転車歩行者専用道】があります。車道や歩道も含め、幅員や傾斜、交差点の形状など、道路のつくり方に関する様々な事項が示されています。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

制定 昭和35年12月17日制定(最終改正:平成26年5月26日)

内容 道路標識、道路標示、区画線の様式(記号や文字の形、描き方など)を定めたものであり、この様式により設置された標識等については、法的な効力が発生する根拠となります。

この様式に従わない道路上の標識などについては、「法定外」の案内看板や路面表示となり、法的な効力はないものの、通行する場所を指定したり、行き先を案内するために使われています。

自転車関連 一方通行規制や進入禁止など、道路標識や道路標示などは、「自転車を除く」などの条件がない場合は、**原則としてクルマやバイクと同様に遵守することが義務付けられています。**

また、普通自転車が通行して良い歩道(普通自転車通行可)や、自転車専用通行帯を規定するための根拠にもなっています。

※自転車に関する標識などの1覧(詳細解説は後述)

交通の方法に関する教則

施行 昭和53年10月30日施行

内容 歩行者と運転者(自転車、クルマやバイクなど)が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適な車社会を築いていくための、手引きとして作られたものです。

自転車関連 この教則では「自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。」とされており、クルマやバイクを運転するときと同じ心得で、自転車を運転することが示されています。

そのため、乗るときだけでなく、**自転車の点検、乗る時の正しい姿勢、乗り方、損害を賠償するための保険への加入**など、ルールだけでなく、マナーや心構えが明記されています。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

制定 昭和55年11月25日制定(最終改正:平成5年12月22日)

内容 自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進に必要な措置を定め、自転車の交通事故防止と円滑化等を図り、自転車等の利用者の利便性を高めるために定められた法律です。

自転車関連 通称「自転車法」と呼ばれるように、自転車に関する様々な取組を推進するための法律であり、行政や鉄道事業者、駐輪を誘発する施設などの責務を明確にしています。

また、自転車を使う人の責務にも言及し、放置しないこと、防犯登録を受けることなどが示されています。

【神奈川県・横浜市の法制度】

神奈川県道路交通法施行細則

策定 昭和44年2月18日策定(最終改正:平成27年7月28日)

内容 「施行細則」は、法令などを施行する上で必要なことを定めた細かい規則のことをいい、この神奈川県の細則では、道路交通法の中での細かな規則について、県下一律に効力を発揮するルールとして規定しています。

自転車関連 例えば、安全運転のための「運転者の遵守事項」の中でのイヤホン等の取り扱いや、タンデム自転車(2人のり自転車)の公道通行の規制などを都道府県ごとに定めています。

都道府県により、同じ道路交通法の条文でも、取扱いが異なるケースがあるため、このルールブックでは神奈川県の横浜市に該当するルールとして記載しています。

横浜市自転車等の放置防止に関する条例

策定 昭和60年4月5日策定(最終改正:平成6年9月22日)

内容 横浜市内での、公共の場所での自転車やバイク、原付などの放置を防止するために定められた条例であり、放置禁止区域の指定や市営駐輪場の料金設定など、市の駐輪の取組の根拠となります。

自転車関連 自転車を「とめる」ことに対する総括的な条例であり、行政の取組(放置禁止区域、市営駐輪場など)に加えて、放置防止に関する市民や利用者、鉄道事業者などの責務を明確にしています。

この条例に従って、市民や利用者も、自転車等を放置しないように努めることが求められています。



参考② 自転車通行に関する根拠となる法令

- 自転車道や自転車専用通行帯など、自転車の通行する場所を示す方法については、自転車道として車道・歩道とは別につくる場合や、車道の左端を使う場合、歩道の車道寄りを使う場合があります。(A編 p8~12 を参照)
- これらの種類については、原則としての「道路法」、道路のつくり方を規定する「道路構造令」と、道路の通行の仕方を定めた「道路交通法」によって、分けられています。
- このうち、車道左端に設置される自転車ナビライン（通行指導帯）や、歩道の車道寄りに設置される啓発帯については、とくに定義する規定はなく、安全のために自転車が通行することを誘導するためにつけられるものです。

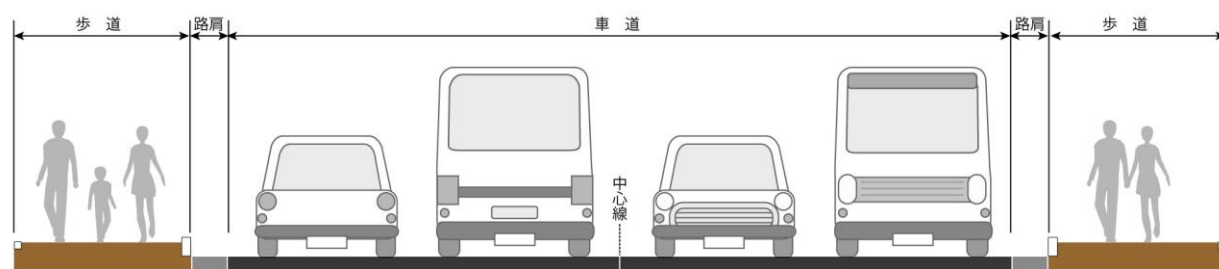
道路の部分	自転車通行空間	定義する法令		
		道路法	道路構造令	道路交通法
	道路	第2条第1項	—	第2条第1項第1号
車道	車道	—	第2条第1項第4号	第2条第1項第3号
	自転車専用通行帯	—	—	第20条第2項
	自転車ナビライン（通行指導帯）	—	—	—
自転車道	自転車道	—	第2条第1項第2号	第2条第1項第3号の3
歩道	歩道	—	第2条第1項第1号	第2条第1項第2号
	自転車歩行者道	—	第2条第1項第3号	—
	普通自転車の歩道通行	—	—	第63条の4第1項
	普通自転車通行指定部分	—	—	第63条の4第2項
	啓発帯	—	—	—
自転車歩行者専用道／自転車専用道路	自転車歩行者専用道	第48条の13	第39条	—
	自転車専用道	第48条の13	第39条	—
路側帯	路側帯	—	—	第2条第1項第3号の4
路肩	路肩	—	第2条第1項第12号	—

参考③ 道路の構造の決まりごと(道路構造令)

- 道路の構造を規定する道路構造令では、車両が通行する「車道」、自転車が通行する「自転車道」、自転車と歩行者が通行する「自転車歩行者道」、歩行者が通行する「歩道」に大きく分けられます。
- また、歩道がある道路では“車道・自転車道・歩道の境界”、歩道が無い道路では“道路と路外との境界”に、道路の機能を保持するための「路肩」が設けられます。
- 車道や歩道などの定義や構造上の条件については、次のページに整理します。

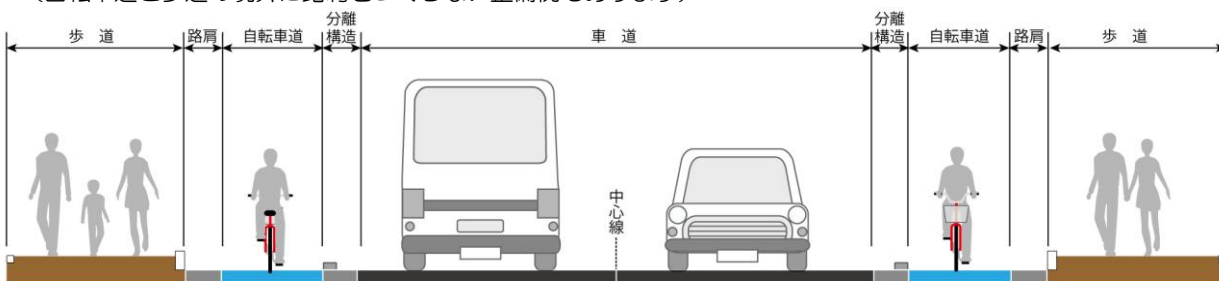
道路断面図①（歩道あり）

- 車道と歩道が明確に区分された道路です。車道と歩道の境界に路肩がつくられます。



道路断面図②（自転車道がある道路）

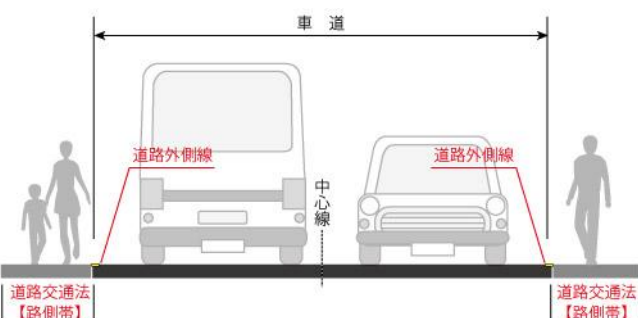
- 車道と歩道、自転車道が明確に区分された道路です。車道と自転車道、自転車道と歩道の境界に路肩がつくられます。（自転車道と歩道の境界に路肩をつくらない整備例もあります）



- ※道路構造令に基づく自転車の通行空間は、車道・歩道と自転車の通行空間を物理的に分離した「自転車道」のみです。自転車専用通行帯は、道路構造令にはありません。

道路断面図③（歩道のない道路）

- 車道と歩道が区分されていない道路です。道路構造としては、「車道」と「路肩」に分けられます。
- 歩行者の通行空間を確保するため、【道路交通法】に準じて路肩と車道の境界に「車道外側線」を引き、「路側帯」をつくるケースがあります。（道路構造令には、「路側帯」の規定はありません）



【路肩】道路構造令 第2条第1項第12号
道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分。

【路側帯】道路交通法 第2条第1項第3号の4
歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。



【車道】とは

- 自動車をはじめとする**車両が通行**するために、縁石などの工作物や、白線などの道路標示によって分けられた道路の部分を言います。
- 都心部の交通量の多い国道等では、1車線あたり3.25m以上の幅員をとることや、路肩を0.5m以上とることなどが決められています。

■ 一般的な道路の車線の構造の規定 (都市部(第4種)の普通道路の場合)

1車線あたりの幅員

- 交通量の多い国道など : 3.25m
- 交通量の少ない市道など : 3.00m

車道に併設する路肩の幅

- 都心部の場合、0.5cm以上

【自転車道】とは

- **自転車**が通行するために、車道とも、歩道とも、沿線等の工作物などによって分けられた道路の部分を言います。
- 自動車や自転車の交通量が多い道路では、自転車道を両側に設けることが定められていますが、地形状況などで整備できない場合の特例があり、多くの道路では、この特例に従い整備できていない状況です。

■ 自転車道の規定

整備する道路

- 自動車及び自転車の交通量が多い道路
- 自転車の交通量が多く、かつ安全、円滑な交通を確保するために分離の必要がある道路

自転車道の幅員

- 2.0m以上。やむを得ない場合は1.5mまで縮小可能

【自転車歩行者道】とは

- **自転車と歩行者**が通行するために、車道とも、歩道とも、沿線等の工作物などによって分けられた道路の部分を言います。
- 自動車の交通量が多い道路では、自転車歩行者道を道路の両側に設けることが定められています(特例あり)。
- 自転車と歩行者のすれ違いを想定するため、広めの幅員をとることが求められています。ただし、見た目は、後述の歩道と変わらないことが多く、また「自転車歩行者道」であっても、道路交通法で自転車の通行が認められていない道路もあり、分かり難くなっています。

■ 自転車歩行者道の規定

整備する道路

- 自動車の交通量が多い道路

自転車歩行者道の幅員

- 歩行者の交通量の多い道路 : 4.0m以上
- その他の道路 : 3.0m以上

【歩道】とは

- 歩行者が安全に通行するために、車道等と構造的に区画された道路の部分を行います。
- 都心部の道路では、前述の自転車歩行者道がある道路を除き、基本的に歩道を整備することとなっています。ただし、地形の状況などでやむを得ない場合の特例があります。
- 幅員は、自転車とのすれ違いを想定しないため、自転車歩行者道に比べて若干狭くなっています。

■ 歩道の規定

整備する道路

- 都市部(第4種)、歩行者の交通量の多い地方部(第3種)の道路。ただし、自転車歩行者道のある道路は除く。
- 地方部(第3種)の道路で、安全、円滑な交通を確保するために分離の必要がある道路。

歩道の幅員

- 歩行者の交通量の多い道路：3.5m以上
- その他の道路：2.0m以上

【路肩】とは

- 路肩は、例えば車道と歩道の境に設けることで車道の機能を担保したり、道路構造物の端を保護するなどのため、道路の外端に設ける事が基本となっています。
- 都心部の道路では、路肩の幅は 0.5m 以上とされています。
- この路肩は、自転車歩行者道もしくは歩道が整備できない狭い道路などでは、歩行者や自転車が通行するための場所として使われることがあります。

■ 路肩の規定

路肩の位置

- 車道に接続して設ける。
 - ・ 歩道がある道路→歩道と車道の間
 - ・ 歩道がない道路→道路の民地の間

路肩の幅員

- 都市部の場合：0.5m 以上
- 地方部の場合：交通量により 0.5m~1.25m



みんなの

サイクル ルールブック

横浜

■自転車利用の正しいルール■

【B編】

遵守すべき

自転車のルール

みんなの

快適 
サイクル
プラン横浜



【B編 遵守すべき自転車ルール】の見かた

- B編では、「遵守すべき自転車のルール」について、「はしる」「とめる」などの状況に応じて、守るべきルールのキーワードや、根拠となる法律、法律を順守した正しい使い方などを整理しています。
- B編は、以下の項目に分けて整理しています。

キーワード

解説する内容の中で、これだけは覚えてほしいことを一言で表したものを。

根拠の法令

守ってほしいルールに関する、主な法令での根拠と、その解説をまとめたもの。

クルマやバイクの方・歩行者の方へ

自転車を使わない人にも、安全のために知ってほしいことを

①-A 自転車の通行する場所について
自転車は車道の左側、歩道は例外!!

【根拠となる法律】

■道路交通法(通行区分)

第17条 車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するための必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

4 車両は、道路^{第17条}の中央^{第22条}から左の部分^{第23条}を通行しなければならない。

※1 歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9条の2までにおいて同じ。

※2 軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。

※3 以下「左側部分」という。

→罰則規定 三月以下の懲役 又は 五万円以下の罰金(第百十九条之二)

①法律に沿った正しいルール

- 前提として「自転車は車両」と認識した上で、車両として「車道を通行」することになります。
- その上で、「道路の中央から左の部分」を通行するため、イラストに示す車道の左側を、クルマと同じ方向に通行することになります。
- ただし、沿道のお店や建物に入り出すときや、停車や駐車をするときなど、歩道等を横断するときなどについては、例外的に歩道等の通行が認められるしくみです。

②ルールの理由や背景

- 歩道は本来、歩行者が安全に、安心して歩くための場所であるはずですが、そこに、自転車という「車両」が走り抜ければ、歩行者が危険にさらされることになります。だからこそ、自転車は「車両」として「車道」を通るのです。
- そして、車道を安全に走るために、クルマと同じ方向に、自転車も走ることが大切なのです。

関連するページ
A編 ***【*****】
B編 ***【*****】

白編-2

■クルマの方・歩行者の方へ…

- 自転車は、クルマと同じ「車両」として、道路の左側を走る乗り物です。
- クルマを使う方は、同じ車道を通行する仲間として、**左側を通行する自転車が安心して通行**できるように、配慮をお願いします。
- また、道路左側への不適切な駐停車は、クルマにとっても、自転車にとっても、良くないことです。
- 自転車との接触事故を減らすために、**違法駐車などは行わないよう**お願いします。

■保護者、指導者の方へ…

- 小学生以下の**子ども**や、65歳以上の**高齢者**は、**歩道の通行が特別に**認められています。ただし、歩道を通行するときには、歩行者の安全に十分に配慮し、**何かあった時にすぐに止まれるスピード**で通ることが、決められています。(詳しくはp99)
- 子どもや高齢者の方に、「歩道の通行」を教えるときには、通って良い、ということだけでなく、**歩道の通り返り**についても、一緒に教えていただくよう、お願いします。

コラム① 車道の逆走が引き起こす恐怖

自転車は、普通に走っていても時速20km/hほど出しています。

そんな自転車が、時速50km/hと衝突すれば、実際時速70km/hで、正面衝突することになります。もし、同じ方向に走ってれば、時速30km/hで衝突する状況で、その速度差は40km/hになります。

コラム② 歩道通行に潜む危険

本来通行すべきでない歩道上で、歩行者と事故を起こせば、その過失割合は100%、自転車となる判例が出ています。

歩道上は、歩行者が急に立ち止まったり、歩く向きを変えたり、自転車が安心して通行できる場所では、決してありません。

白編-3

ルールの理由や背景

当たり前のことでも、守らないといけない理由をまとめたもの。

保護者、指導者の方へ…

子どもや周りの方へ、自転車のルールを教える立場にある方に、知ってほしいことをまとめたもの。

コラム

それぞれのルールを学ぶ際に、補足することで理解が進むと考えられる内容をまとめたもの。

【B編】目次

— 遵守すべき自転車のルール —

①【乗る前】 利用時に留意すべき事項	1
②【はしる】 道路で自転車に乗るときのルール.....	9
③【はしる】 車道の通行に関するルール	19
④【はしる】 歩道の通行に関するルール	38
⑤【はしる】 その他の通行に関するルール	50
⑥【はしる】 交差点に関するルール	57
⑦【とめる】 駐輪に関して遵守すべきルール.....	71
⑧【その他】 特殊な自転車のルール	77

サンプル

②【はしる】道路で自転車に乗るときのルール

- ②-A 自転車の通行する場所について…………… 10
 自転車は車道の左側が原則です。歩道を通行できるのは特別な場合です。
- ②-B 安全運転を遵守する義務について…………… 12
 飲酒運転、信号無視など、誰もが知っている「当たり前」のルールを、当たり前を守りましょう。
- ②-C 歩道を通行してもよい条件について…………… 14
 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者など歩道を通行して良い人は、限定されています。
- ②-D 歩行者の保護について…………… 16
 歩道を通行するときは、車道寄りを、すぐに止まれるスピードで徐行しましょう。



②-A 自転車の通行する場所について

自転車は車道の左側が原則です。
歩道を通行できるのは特別な場合です。



【根拠となる法律】

■ 道路交通法(通行区分)

第17条第1項 車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

第17条第4項 車両は、道路^{※1}の中央^{※2}から左の部分^{※3}を通行しなければならない。

※1 歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9節の2までにおいて同じ。

※2 軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。

※3 以下「左側部分」という。

➡ **罰則規定** 3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金(第119条第1項第2号の2)

① 法律に沿った正しいルール

- 前提として「自転車は車両」と認識した上で、車両として「車道を通行」することになります。
- その上で、「道路の中央から左の部分」を通行するため、イラストに示す車道の左側を、クルマやバイクと同じ方向に進行することになります。
- ただし、沿道のお店や建物に出入りするときや、停車や駐車をするときなど、歩道等を横断するときなどについては、例外的に歩道等の通行が認められるしくみです。

② ルールの理由や背景

- 歩道は本来、歩行者が安全に、安心して歩くための場所であるはずですが。
- そこに、自転車という「車両」が走り抜ければ、歩行者が危険にさらされることになります。だからこそ、自転車は「車両」として「車道」を通るのです。
- そして、車道を安全に走るために、クルマやバイクと同じ方向に、自転車も走ることが大切なのです。

関連する
ページ

A編 p** 【*****】

B編 p** 【*****】

サンプル

■クルマやバイクの方・歩行者の方へ…

- 自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」として、道路の左側を走る乗り物です。
- クルマやバイクを使う方は、同じ車道を通行する仲間として、**左側を通行する自転車が安心して通行**できるよう、配慮をお願いします。
- また、道路左端への不適切な駐停車は、クルマやバイクにとっても、自転車にとっても、良くないことです。
- 自転車との接触事故を減らすためにも、**違法駐車などは行わないよう**をお願いします。

■保護者、指導者の方へ…

- 13歳未満の**子ども**や、70歳以上の**高齢者**は、**歩道の通行が特例的に認められています**。ただし、歩道を通行するときには、歩行者の安全に十分に配慮し、**何かあった時にすぐに止まれるスピード**で通ることが、決められています。(詳しくはp**)
- 子どもや高齢者の方に、「歩道の通行」を教えるときには、通って良い、ということだけでなく、**歩道の通り方**についても、一緒に教えていただくよう、お願いします。

コラム① 車道の逆走が引き起こす恐怖

自転車は、普通に乘っていても時速 20km/h ほど出ています。

そんな自転車が、時速 50km/h と衝突すれば、実質時速 70km/h で、正面衝突することになります。もし、同じ方向に走っていれば、時速 30km/h で追突する状況で、その速度差は 40km/h になります。

コラム② 歩道通行に潜む危険

本来通行するべきでない歩道上で、歩行者と事故を起こせば、その過失割合は 100%、自転車となる判例が出ています。

歩道上は、歩行者が急に立ち止まったり、歩く向きを変えたり、自転車が安心して通行できる場所では、決してありません。



②-B 安全運転を遵守する義務について

飲酒運転、信号無視など、誰もが知っている「当たり前」のルールを、当たり前を守りましょう。



【根拠となる法律】

■ 道路交通法(信号機の信号等に従う義務)

第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

➡ **罰則規定** 3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金(第119条第1項第1号の2)

■ 道路交通法(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

➡ **罰則規定** 五年以下の懲役または百万円以下の罰金(第117条の2第1号)

■ 道路交通法(安全運転の義務)

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

➡ **罰則規定** 3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金(第119条第1項第9号)



① 法律に沿った正しいルール

- 信号無視をしない、飲酒運転をしない、など**当たり前のことを守る**ことが大前提です。
- また自転車は車両であるため、運転する人には**安全運転の義務**が課せられます。例えば傘をさしながら、スマートホンを操作しながら、などの「ながら運転」など、安全に運転していない状況があれば、**【安全運転義務違反】**となります。

② ルールの理由や背景

- 一人でも交通ルールを守らなければ、自分だけでなく、周りの人も危険にさらす可能性があります。道路の安全を守るために、道路を使う人みんながルールを守ることが必要です。

関連する
ページ

A編 p** 【*****】

B編 p** 【*****】



みんなの

サイクル ルールブック

横浜

■自転車利用の正しいルール■

【C編】

自転車利用のQ & A

「こんなとき、どうするの？」

みんなの

快適 
サイクル
プラン横浜



【C編 自転車利用のQ&A】の見かた

- C編では、横浜市で自転車を使っていて疑問に思われる点を、「自転車利用のQ&A」として、疑問に対して回答する形で、簡潔に整理しています。
- 気になる疑問点について、B編で詳しく法律のことを含めて確認いただくために、関連するB編の頁を記載しています。
- C編は、以下の項目に分けて整理しています。

Q:疑問点

疑問に思いやすい項目をまとめています。

A:回答

疑問に対する回答を簡潔にまとめています。

イラスト

具体的内容をイメージしやすいイラストです。

ちやりルールブック(仮)
C編

Q ①-A 自転車は、クルマと同じ？ 歩行者と同じ？

A 自転車は、クルマと同じ「車両」の中の「軽車両」です。だから、通る場所もクルマと同じ「車道」なのです。

自転車は、道路交通法の中で、「軽車両」と位置付けられており、クルマと同じ仲間として扱われています。そのため、自転車が通る場所も、クルマと同じ「車道」を通行することが、原則となっています。

■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p2「自転車の通行する場所について」

Q ①-B 車道を走るときは、どこを走ればよいですか？

A 車道を通行するときは、「車道の左側」を通行します。クルマと同じ方向に通行してください。逆走は危険です。

自転車は、道路の左側の端に寄って、通行しなければいけません。左側をすることで、クルマと同じ方向に進むことになりやすくなります。

同じ方向に進むことで、クルマとのスピードの差が小さくなり、お互いに安全に通行できます。

■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p2「自転車の通行する場所について」

Q ①-C 歩道は通ってもよいのですか？

A 歩道は、基本的には通行してはいけません。ただし、子どもやお年寄りなど条件に寄っては認められます。

車両である自転車は、原則として歩道を通行することはできません。ただし、標識などで通行が許可された歩道や、13歳未満の子ども、70歳以上のお年寄りなどは、通行が認められています。

なお、歩道は「歩行者のための場所」であるため、歩行者優先で、すぐに止まれるゆっくりした速度で、通行することが必要です。

■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p6「歩道を通行してもよい条件について」
→B編-p30「歩道を通行するときの速度」…など

Q ①-D 自転車の安全運転って、何を守ればよいのですか？

A 信号無視や飲酒運転、スマホ・音楽などのながら運転など、自転車を安全に運転できなくなるものは全てです。

飲酒運転の禁止	二人乗りの禁止
夜間のライト点灯	一時停止
片手運転の禁止	携帯電話、イヤホン等使用の運転

■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p4「安全運転を遵守する義務について」

Q ①-E ヘルメットはかぶらないといけませんか？

A 13歳未満の子どもには、保護者がヘルメットを被らせる義務があります。

13歳未満の子どもが自転車に乗る時には、保護者に対して、ヘルメットを被らせる義務があります。子どもが自分で乗る時も、チャイルドシート等に乗せるときも同じです。

子どもと一緒に、大人もヘルメットをかぶることをお勧めしています。

また、子どもをチャイルドシートに乗せるときは、万が一倒れた時のことを考えて、シートも着用させましょう。

■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p7「ヘルメットの着用」

C編-2
C編-3

ルールをもっと詳しく知りたい人は…

根拠となる法律や、より具体的なルールを見ていただくときの、B編での表示頁を示しています。

【C編】目次

① 自転車に乗る前に知っておいて欲しいこと（自転車安全利用五則のこと）	1
② 【はしる】 車道通行のQ&A	5
③ 【はしる】 歩道通行のQ&A	11
④ 【はしる】 交差点のQ&A.....	17
⑤ 【とめる】 駐輪するときのQ&A.....	23
⑥ 【いかす】 乗る前の準備のQ&A.....	29
⑦ 【いかす】 安全に使うためのQ&A.....	35
⑧ 【いかす】 トラブル対応のQ&A.....	39
⑨ 【いかす】 ルールを学ぶためのQ&A	43

① 自転車に乗る前に知っておいて欲しいこと

①-A 自転車は、クルマやバイクと同じ？歩行者と同じ？ …… 2

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」の中の「軽車両」です。

だから、通る場所もクルマやバイクと同じ「車道」なのです。

①-B 車道を走るときは、どこを通ればよいですか？ …… 2

車道を通行するときは、「車道の左側」を通行します。

クルマやバイクと同じ方向に通行してください。逆走は危険です。

①-C 歩道は通ってもよいのですか？ …… 2

歩道は、基本的には通行してはいけません。

ただし、子どもやお年寄りなど条件に寄っては認められます。

①-D 自転車の安全ルールって、どんなものがありますか？ …… 3

危険な運転につながるため禁止されているルールと、

安全に運転するため遵守すべきルールがあります。

①-E ヘルメットはかぶらないといけないですか？ …… 3

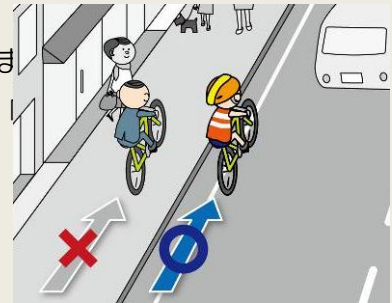
13歳未満の子どもには、保護者がヘルメットを被らせる義務があります。



Q ①-A 自転車は、クルマやバイクと同じ？歩行者と同じ？

A 自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」の中の「軽車両」です。だから、通る場所もクルマやバイクと同じ「車道」なのです。

自転車は、道路交通法の中で、「軽車両」と位置付けられており、クルマやバイクと同じ仲間として扱われています。そのため、自転車が通る場所も、クルマやバイクと同じを通行することが、原則となっています。



■ルールをもっと詳しく知りたい人は…
→B編-p2「自転車の通行する場所について」

Q ①-B 車道を走るときは、どこを通ればよいですか？

A 車道を通行するときは、「車道の左側」を通行します。クルマやバイクと同じ方向に通行すること。逆走は危険です。

自転車は、道路の左側の端に寄って、通行しなければいけません。左側をすることで、クルマやバイクと同じ方向に進むこととなります。

同じ方向に進むことで、クルマやバイクとのスピードの差が小さくなり、お互いに安全に通行できます。



■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p2「自転車の通行する場所について」

Q ①-C 歩道は通ってもよいのですか？

A 歩道は、基本的には通行してはいけません。ただし、子どもやお年寄りなど条件に寄っては認められます。

車両である自転車は、原則として歩道を通行することはできません。ただし、標識などで通行が許可された歩道や、13歳未満の子どもや、70歳以上のお年寄りなどは、通行が認められています。



なお、歩道は「歩行者のための場所」であるため、歩行者最優先で、すぐに止まれるゆっくりした速度で、通行することが必要です。

■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p6「歩道を通行してもよい条件について」
→B編-p30「歩道を通行するときの速度」…など

サンプル

Q ①-D 自転車の安全ルールって、どんなものがありますか？

A 危険な運転につながるため禁止されているルールと、安全に運転するため遵守すべきルールがあります。

道路交通法では、信号無視や飲酒運転など、誰もが知っているルール違反に加えて、スマートフォンやイヤホン、傘さし運転など、安全に自転車が操作できない場合にも、「安全運転義務違反」として、罰則の対象となっています。

また、夜間でのライトの点灯や、交差点での一時停止は安全のために遵守せねばならず、遵守しなければ「安全運転義務違反」として罰則の対象となります。

■ルールをもっと詳しく知りたい人は…
→B編-p4
「安全運転を遵守する義務について」

飲酒運転の禁止

二人乗りの禁止

夜間のライト点灯

一時停止

片手運転の禁止

携帯電話、イヤホン
等使用の運転

Q ①-E ヘルメットはかぶらないといけないですか？

A 13歳未満の子どもには、保護者がヘルメットを被らせる義務があります。

13歳未満の子どもが自転車に乗る時には、保護者に対して、ヘルメットを被らせる義務があります。子どもが自分で乗る時も、チャイルドシート等に乗せるときも同じです。

子どもと一緒に、大人もヘルメットをかぶることをお勧めしています。

また、子どもをチャイルドシートに乗せるときは、万が一倒れた時のことを考えて、シートも着用させましょう。



■ルールをもっと詳しく知りたい人は… →B編-p71「ヘルメットの着用」